

本日の会議に付した事件

平成23年第3回山元町議会定例会(第4日目)

平成23年9月20日(火)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第45号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する山元町町税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第46号 山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第14号 平成22年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第15号 平成22年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率について
- 日程第 6 認定第 1号 平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成22年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成22年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 平成22年度山元町下水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第47号 平成23年度山元町一般会計予算
- 日程第14 議案第48号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第49号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第50号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第51号 平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第18 議案第52号 平成23年度山元町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第53号 平成23年度山元町下水道事業会計予算

午前10時00分 開 議

議 長 (佐藤晋也君) おはようございます。ただいまから、平成23第3回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

生涯学習課長、渡邊隆弘君から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長 (佐藤晋也君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって14番齋藤慶治君、15番森 茂喜君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）これから議長諸報告を行います。

1、総括質疑通告書の受理、10番佐山富崇君外1名の議員から、決算に対する総括質疑及び10番佐山富崇君外2名の議員から、予算に対する総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（佐藤晋也君）日程第2．議案第45号を議題とします。

課長から説明を求めます。税務納税課長平田篤司君。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議案第45号、平成23年東日本大震災による災害被災者に対する山元町町税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

皆様のお手元に配布しております資料ナンバー4番でご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

国民健康保険税に対する国の財政支援の基準が確定したことにより、減免基準を改正するものです。

制定内容でございます。1としまして、重篤な傷病を負った場合を加える。2、居住する住宅の被害の程度による減免区分に対する所得制限を廃止する。3、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により避難等を行った世帯に対する所得制限を廃止するものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議 長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから議案第45号、平成23年東日本大震災による災害被災者に対する山元町町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤晋也君）日程第3．議案第46号を議題とします。

課長から説明を求めます。保健福祉課長齋藤三郎君。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。議案第46号、山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議員の皆様には資料ナンバー5番にてご説明をいたしたいと存じますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給に関する法律の改正に伴い、東日本大震災に係る災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加え、支給対象範囲を拡大するものです。

改正内容といたしましては、第4条第1項に新たに第3号を加え、死亡に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者、死亡当時その者と同居しまたは生計を同じくしていた者）に対して災害弔慰金を支給するものとするとの改正であります。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

1番（菊地八朗君）はい、議長。ここに生活をどう……、死亡者指定、扶養者は扶養とある。ここにね、同居しているということのみですけれども、ここで足りないのは、扶養とみなされないというのは、例えば父ちゃん、世帯主、そしてお母さんに一人娘だった。例えば1人の子供だけけれども、その子供が130万円以上の収入働いてあった場合は、弔慰金来ないよね。こういう例えば弔慰金、例えば世帯主だから500万、お母ちゃん250万というふうな弔慰金、普通だとそういう感じを出ていると思うんですが、例えばこの1人の子供が働いていた場合、どこかで勤めていてある程度の所得を持った場合には、どちらも亡くなったんだけど1人しかいなくても250万しか現実としては弔慰金が出ていないというのは、例えばこの条項の中でどういうふうに判断していけばいいのか。そういうところ直っていないのではないかなと思うんですが、ちょっと改めてお聞きします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。災害弔慰金の規定には、死亡者が主たる扶養者であって扶養者が税制上の扶養の範囲となる収入の場合というふうな規定がございます。この規定に従い支給いたしておるものです。

1番（菊地八朗君）はい、議長。だから、そういうふうになっているんだったら、この改定の中にその今の言葉をどこかに入れておかないとさっぱりわからないのではないかな。どこにも入っていない。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。済みません。第4条1項に、死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族……、違いますね。済みません。申しわけございません。

今の質問はちょっと意味がよくわからなかったので、もう一度済みません。大変申しわけありません。

議長（佐藤晋也君）1番、菊地八朗君、もう一回質問をお願いします。

1番（菊地八朗君）はい。ではね、新旧対照表で言うと、一応ね、4条の3番にこう記載されておるんですが、そのまま読んだら、例えば年収が扶養を超している者には支給され——何とかね、これ以上に扶養にならないという部分があると思うんです。例えば年収が130万かな、何ぼか。それ以上超したものは弔慰金250万。例えば世帯主が父ちゃんね、家族生計を一緒にしていた場合、世帯主、父ちゃんが死んで500万、弔慰金。で、お母ちゃん250万、子供250万だと思うんです。数字間違ったらごめんね。そうしたら、一般の人は黙って見ていたって、あそこの家はかわいそうだけれども、父ちゃんも母ちゃんも一人息子、子供1人ばかり、一人っ子だったとした場合ね、「あんだ、おめ、何とかその700万ぐらいで——家も何もないんだからかわいそうだ」、そのとき、例え

ばこうぱつと見たって、700、ただし250万が現実としては250万だよ。そういうことをどこに見てわかるのかなど。県の規定でこうなったんだとか何とかと言うのだったら、そこを教えてほしいという質問です。ここに付してこういう場合も括弧書きでも含めてとしても記載すべきではないかと。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。済みません。今のは今回の改正とは異なって、通常の場合の支給のことについても含まれるというふうなことでしょうか。今回の改正は兄弟姉妹、例えば一家のうちにお兄さんと弟が住んでいて、お兄さんが亡くなった場合、この弟に支給するというふうな規定がなかったものですから、その弟に対して支給を拡大したというふうな改正でございます。よろしいでしょうか。

1番（菊地八朗君）はい。例えば、なに、支給対象者、例えば子供2人いて、あんちゃん、兄弟あったと。そしたら2人とも出るの。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。兄弟が3人一緒に同居していて、1番目の兄貴が亡くなった場合、2番目、3番目をどうするのかというふうなご質問でしょうか。違いますか。

議長（佐藤晋也君）かみ合わないようだから、もう一回説明をお願いします。

1番（菊地八朗君）自分でわかってて言っているからこうだと言うんだけれども、例えばこの改定内容は今回の被災に関してまず改定したんでしょう。するんでしょう。そうした場合、この弔慰金のここに4条の3になっている条項を読むと、生計を同じくしていれば、弔慰金支給する順番あるわね。それはわかるんだけれども、ただ、ない場合、この弔慰金の額ね。例えばこれに弔慰金は2人死んでも父ちゃん世帯主が亡くなった。そういう場合は世帯主なら500万だけれども、この相続する人がある扶養にならないくらいの所得があると。扶養とならない額。そのときはこうだよと、ここに※印で条項に一文入れておいた方がやさしいんでないか。入れておかないと、例えばみんなね、父ちゃん死んであそこの人たちみんな500万、津波で母ちゃんも死んだ。700万だと。750万になるのかな。だけれども、実は扶養控除額以上の所得していると、皆さん結局何ぼ死んだって弔慰金、おまえ一人、今度一人で頑張らなくちゃならないんだけれども、一律で国で支給してくる弔慰金として出しているのではなくて、250万しかないよと、こういう条項もあつたらいいんじゃないですかと。ただし、どういう支給でそうになっているか、例えばおればかりわからないんでなくて、議員ほかの人もわかっているか何だかわからないけれども、こうなんだと。わかるならわかるように説明してほしいと。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。ただいまの規定に関しては、第5条に災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡した当時において死亡に関し災害弔慰金に受けることができる者との生計を主として維持していた者の場合にあっては500万、その以外の者については250万というふうな規定になっております。（「あ、そう。5条以降はないからわからないんだ」の声あり）今回、5条1項の改正はございませんので、5条については記載というか、掲載いたしておりませんということです。以上です。

議長（佐藤晋也君）はい、ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤智之君）はい、議長。今の「兄弟が同居し」、これはわかるんですけども、次の「または生計を同じくしていた者」、これは別居していて生計を同じくしていたととらえていいのかどうか。ちょっとこの辺の解釈がわかりにくいんでね。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。資料ナンバー5番の※印のところに記載いたしておりますが、死亡により生計を主として維持していた遺族というのは、死亡者が主たる扶養者であつ

て扶養者が税制上の扶養の範囲となれる収入の場合というふうなことで整理いたしております。記載いたしております。ですので、はい、以上です。

7番（佐藤智之君）はい。法律用語は難しくてちょっとあれなんですけれども、要するに亡くなったお兄さんに扶養されていた弟もしくは妹、そうとられていればよろしいんですか。保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。そのとおりでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第46号、山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第4．報告第14号及び日程第5．報告第15号を一括議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。報告第14号については企画財政課長寺島一夫君。引き続き、報告第15号については下水道事業所長荒 勉君。お願いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、報告第14号、平成22年度決算山元町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

これについては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によって議会の報告するものでございます。

ページ開いていただきますと、22年度の決算山元町健全化判断比率を表にして整理してございます。まず、初めに実質赤字比率でございますけれども、一般会計の実質収支は黒字でございます。従いまして、比率は赤字ではないのでバー表示でございます。

次に、連結の実質赤字比率でございますけれども、これも一般会計から特別会計の全会計を合計した実質収支が黒字であることから、比率はバー表示となっております。

それから、3番目の実質公債費比率でございます。これは算定の結果、14.6パーセントでございます。この比率につきましては過去3年間の平均値でございます。前年度に対しまして1.0ポイントの減でございます。

それから、最後に4番目、将来負担比率でございます。算定の結果、65.8パーセントでございます。前年度に対しまして31.6ポイントの減でございます。3番目の実質公債費については一般会計が主だったものでございますが、将来負担比率につきましては実質公債費比率が単年度に対して後年度の一般会計、公営企業、一部事務組合を含めた公債費が標準財政規模に対してどれだけになっているかというようなことの違い

でございます。

以上、四つの比率に対しまして、法律で示された早期健全化基準、それから財政再生基準につきまして、参考として下の表に整理してございます。いずれの比率も山元町につきましては該当をしてございません。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）報告第15号については、下水道事業所長荒 勉君。

下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。報告第15号、平成22年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、山元町の公営企業経営健全化判断比率を議会に報告するものであります。

次のページをお開き願います。水道事業会計、下水道事業会計におきまして、財政の健全化に関する法律に基づきまして経営指標などを判断するため資金不足比率を算出いたしました結果、いずれも資金不足が生じておりませんのでバー表示となっております。

補足説明いたします。水道事業会計、下水道事業会計それぞれにおいて未払い金等の流動負債合計に対し、現金、預金等の流動資産合計が上回っているため、資金不足が生じておりません。以上、報告といたします。

議長（佐藤晋也君）説明が終わりましたので、報告に対し代表監査委員から審査結果の報告を求めます。

代表監査委員（阿部武郎君）はい、議長。それでは、お手元の健全化判断比率審査意見書についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、山元町長から審査に付されました平成22年度山元町健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査をいたしまして、平成23年8月26日に町長に対して意見書を提出しております。

第3回山元町議会定例会において、山元町監査基準に従いましてご報告申し上げます。

1枚お開きをいただきまして、審査意見書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成22年度決算山元町健全化判断比率審査意見書。

1. 審査の概要。この健全化判断比率審査は、平成23年8月4日に町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果。(1) 総合意見。審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名、要するに平成22年度、平成21年度、前年度比の順でご説明申し上げます。

①の実質赤字比率、バー、先ほど企画財政課長からもご説明ありましたように、赤字でないということでございますが、監査の方はどの程度の赤字でないのか、マイナスで表示をいたしました。これは黒字のパーセントでございます。実質赤字比率、平成22年度はマイナス13.05、昨年に比較いたしまして7.64ポイントの黒字化でございます。それから、②の連結実質赤字比率でございますが、これも赤字がなくてマイナス19.17の黒字でございます。昨年に比べまして0.43ポイントの黒字化でございます。③の実質公債費比率でございますが14.6、昨年に比べまして1ポイント改善されております。④の将来負担比率65.8、昨年に比べまして31.6ポイント改善されております。

(2) 個別意見。①実質赤字比率について。実質赤字比率はマイナス13.05パーセントとなっており、早期健全化基準の15パーセントと比較するとこれを下回っている。②連結実質赤字比率について。連結実質赤字比率はマイナス19.17パーセントとなっており、早期健全化基準の20パーセントと比較するとこれを下回っている。③実質公債費比率について。実質公債費比率は14.6パーセントとなっており、早期健全化基準の25パーセントと比較するとこれを下回っている。④将来負担比率について。将来負担比率は65.8パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントと比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘する事項はない。

続きまして、平成22年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率審査意見書についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、山元町長から審査に付されました平成22年度山元町公営企業経営健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、平成23年8月26日意見書を町長あて提出しております。

第3回山元町議会定例会において、山元町監査基準に基づきましてご報告申し上げます。

1枚お開きをいただきまして、朗読いたします。

平成22年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率審査意見書。

1. 審査の概要。この経営健全化判断比率審査は、平成23年7月24日に町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果。(1) 総合意見。審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。①水道事業会計。資金不足比率はなしでございます。②下水道事業会計。資金不足比率はなしでございます。

(2) 個別意見。①水道事業会計について。資金不足比率は0パーセントとなっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。②下水道事業会計について。資金不足比率は0パーセントとなっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘する事項はない。以上で報告を終わります。

議長(佐藤晋也君) これで審査結果の報告を終わります。

議長(佐藤晋也君) これから報告第14号及び第15号に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤晋也君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長(佐藤晋也君) 報告第14号、平成22年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第15号、平成22年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率についての報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第6．認定第1号から日程第12．認定第7号までの7件を一括議題とします。

これから説明を求めます。認定第1号から認定第5号までの5件については会計管理者佐藤澄三郎君、認定第6号、認定第7号については上下水道事業所長荒 勉君。

会計管理者（佐藤澄三郎君）はい。それでは、私の方から認定第1号、平成22年度山元町一般会計及び認定第5号までの各種会計決算につきましてご説明を申し上げます。

まず、決算につきましては地方自治法の規定に基づきまして監査委員の意見を付して決算の認定に付するということになってございます。

まず、認定第1号、一般会計の歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。それでは、まず歳入決算額から申し上げます。61億2,166万9,938円、歳出決算額54億9,291万7,313円、歳入歳出差引額6億2,875万2,625円、翌年度へ繰り越すべき財源4,850万1,060円、実質収支額5億8,025万1,565円、このうち基金繰入額が3億円ということになってございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては実質収支に関する調書、あと3ページから12ページにつきましては歳入歳出決算事項の事項別明細書になってございます。中身につきましては説明の方は省略させていただきたいと思います。

続きまして、認定第2号、平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。歳入決算額を申し上げます。20億5,686万5,872円、歳出決算額19億5,741万3,428円、歳入歳出差引額9,945万2,444円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額9,945万2,444円、このうち基金繰入金額が5,000万円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては実質収支に関する調書の内容となつてございます。あと3ページから8ページにつきましては歳入歳出決算の事項別明細になつてございます。説明の方は省略させていただきます。

続きまして、認定第3号、平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。歳入決算額1,661万5,793円、歳出決算額1,661万5,793円、歳入歳出差引額ゼロ、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額ゼロ、基金繰入金もゼロでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページに関しましては実質収支に関する調書でございます。あと3ページから6ページにつきましては歳入歳出の決算事項別明細書になつてございます。説明の方は省略させていただきます。

認定第4号、平成22年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。歳入決算額1億5,074万9,903円、歳出決算額1億4,939万2,062円、歳入歳出差引額135万7,841円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロでございます。実質収支額135万7,841円、基金

繰入額はゼロでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページに関しましては実質収支に関する調書でございます。あと3ページから6ページにつきましては歳入歳出決算事項別明細書になってございます。内容につきましては省略をさせていただきたいと思います。

認定第5号、平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。歳入決算額12億4,400万7,096円、歳出決算額12億150万5,314円、歳入歳出差引額4,250万1,782円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロでございます。実質収支額4,250万1,782円、うち基金繰入額が4,250万1,782円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては実質収支に関する調書でございます。あと3ページから6ページにつきましては歳入歳出決算事項別明細書になってございます。内容につきましては省略をさせていただきたいと思います。

以上で認定第1号から認定第5号までの説明とさせていただきます。どうかご認定賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。認定第6号、平成22年度山元町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。収入につきましては、第1款水道事業収益、予算額合計4億2,541万に対し決算額4億2,137万9,522円で、予算額に比べ決算額の増減が403万478円の減であります。支出につきましては、第1款水道事業費の予算額合計4億3,756万円に対し決算額4億1,600万8,393円で、不用額が2,138万457円であります。収益収入及び支出の差引額は537万1,129円でありました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開き願います。収入につきましては、第1款資本的収入の予算額合計1,486万6,500円に対し決算額1,306万4,799円で、予算額に比べ決算額の増減が180万1,701円の減であります。支出につきましては、第1款資本的支出の予算額合計1億7,767万1,000円に対し決算額1億6,370万7,329円で、不用額930万4,821円であります。欄外に補足事項で説明が記載されております。これは省略させていただきます。

続きまして、6、7ページの財務諸表をご説明申し上げます。平成22年度山元町水道事業損益計算書のご説明をいたします。経常利益4,299万5,160円であり、特別損失は水道料金債権放棄等の損失3,945万2,325円、当年度純利益は経常利益から特別損失を差し引いた354万2,835円でありました。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1,262万5,609円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は1,616万8,444円でありました。

続きまして、9ページの山元町水道事業剰余金処分計算書案をご説明いたします。当年度未処分利益剰余金1,616万8,444円を減債積立金100万円、建設改良積立金1,000万円、合計1,100万円を処分し、翌年度繰越剰余金516万8,444円と提案するものでございます。

貸借対照表をご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。資産の部からご説明いたします。固定資産合計30億1,640万8,140円、2. 流動資産合計1億4,555万146円、3. 繰延勘定合計1,627万9,944円、資産合計31億7,823万8,230円であります。次に、負債の部、11ページでご説明いたします。固定負債、流動負債の負債合計8,990万9,567円であります。続いて、資本の部をご説明いたします。資本金合計、剰余金合計の資本合計額30億8,832万8,633円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計額31億7,823万8,230円でありました。

続きまして、認定第7号、平成22年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

最初に1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。第1款水道事業収益、予算額5億4,320万4,000円に対し決算額5億4,285万3,495円で、予算額に比べ決算額の増減が30万5,505円の減であります。支出につきましては、第1款下水道事業の予算額合計9億2,828万9,550円に対し決算額が8億6,805万8,140円で、不用額が3,023万1,410円であります。収益的収入より支出の差引額でございますが、3億2,520万4,645円の純損失であります。これは東日本大震災に伴う処理施設の被害により、繰延勘定償却として災害臨時損失等を計上したためであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開き願います。収入につきましては、第1款資本的収入の予算額合計1億4,320万3,000円に対し決算額1億4,320万円で、予算額に比べ決算額の増減が3,000円の減であります。支出につきましては、第1款資本的支出の予算額合計5億1,085万500円に対し決算額4億9,883万6,235円で、不用額1,133万1,765円あります。欄外に補足事項が記載されております。省略させていただきます。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。6、7ページをお開き願います。平成22年度山元町下水道事業損益計算書のご説明をいたします。経常利益3億717万9,499円の損失であります。特別利益は2万1,042円、6番の特別損失は下水道料金等債権放棄などで2,026万5,425円、当年度純損失は3億2,742万3,882円でありました。当年度純損失から前年度繰越利益剰余金1,949万9,706円を差し引いた当年度未処分利益欠損金は3億797万4,176円でありました。

続きまして、9ページの山元町下水道事業決算処理計算書案をご説明いたします。当年度未処分欠損金3億797万4,176円、欠損処理額ゼロ、翌年度繰越欠損金3億797万4,176円と提案するものでございます。

続きまして、10、11ページの山元町下水道事業貸借対照表をご説明いたします。固定資産合計110億8,965万7,746円、2. 流動資産合計6,908万138円、3. 繰延勘定合計14億6,602万8,025円、資産合計126億2,476万5,909円あります。次に、負債の部、11ページでご説明いたします。固定負債、流動負債合計3億8,216万6,453円あります。続いて資本の部をご説明いたします。資本金合計、剰余金合計の資本合計額122億4,259万9,456円で、負債合計と資本合計を合わせますと、負債資本合計126億2,476万5,9

09円でありました。

以上、水道事業会計、下水道事業会計の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）説明が終わりましたので、これに対し代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員（阿部武郎君）はい、議長。それでは、平成22年度山元町各種会計歳入歳出決算の審査意見についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付されました平成22年度一般会計、各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査したので、別紙のとおり意見書を提出しております。

第3回山元町定例会においてご報告申し上げます。

2枚ほどめくっていただきまして、意見書の朗読をもって報告といたします。

平成22年度山元町各種会計歳入歳出決算審査意見書。

第1、審査の対象。1. 一般会計、特別会計及び事業会計。平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算、以下、平成22年度山元町は省略いたします。国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、老人保健特別会計歳入歳出決算認定、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、介護保険事業特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算。2. 平成22年度地方債、基金積み立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況。

第2、審査の期間。平成23年7月5日から平成23年7月22日まで。

第3、審査の方法。平成23年7月1日決算審査に付された平成22年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び事業会計の決算並びに地方債等の状況について、次に掲げることを主眼とし、関係責任者から説明を聴取して審査を実施した。(1) 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、定められた様式で作成されているか。(2) 決算書の計数は正確か。(3) 予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われたか。(4) 違法または不当な支出はないか。(5) 収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。(6) 事務の合理化、経費の節減に努力しているか。(7) 財政分析は前年度と比較してどうか。また、工事等についてはその経過等を聴取し、まちづくり整備課6か所、上下水道事業所4か所、計10か所について現地に赴き確認を行った。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類及び成果表、その他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正、妥当であることを認めた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し適正に運用されていることを認めた。その概要及び意見は後述するとおりでございます。

以下、2ページから財政の概要、財政分析主要指数等、町税税務区別収入、前年度の比較あるいは地方債及び基金の積み立ての状況など、特別会計につきましては前年度と比較した決算の状況、事業会計につきましては若干の経営分析、他団体等の比較を掲載してございます。49ページまで皆様には後ほどご審査をいただければと思います。

50ページの意見を朗読申し上げます。主に一般会計を中心にいたしました意見でございます。以上が平成22年度の一般会計、各種特別会計、事業会計決算審査の概要である。一般会計における財政分析主要指数等の推移については全体として改善傾向を示しており、行財政改革の取り組みが順調に進んでいることがうかがわれる。一般地方債については一般公共事業債、災害復旧事業債の発行があったが、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を見合わせ、年度末現在高は57億3,623万7,000円で、前年度より6億3,273万1,000円、9.9パーセント減となり、ここ5年間で18億4,667万9,000円、24.4パーセントの減となっている。しかしながら、以前として財政指標の健全エリアより数値が高く、住民の期待にこたえる行政サービスを満たすまでは回復していないと思われる。また、平成23年3月11日発生の東日本大震災関連経費の財政需要が膨大になる中、財政指標の推移に留意し、慎重な財政運営に努めていただきたい。財政運営に当たっては、引き続き住民福祉の回復を根幹として簡素で効率的、効果的な行財政運営に徹し、中長期的な視点に立って施策の緊急性、優先度の的確な検討を行い、財政の重点的、効率的、効果的な配分を行うなど、行財政運営に工夫を凝らし、計画的に各種事業の推進に努められるよう望むものである。

意見書の報告は以上で終わりますが、決算審査を行うに当たりまして、議員の皆様は控室などを半月以上にわたりましてご利用させていただきました。また、職員の皆様には震災後の極めて多忙、そして疲労が濃い中で審査に臨んでいただきました。ご協力をこの場で御礼申し上げまして報告といたします。大変ありがとうございました。

議長（佐藤晋也君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）ここで休憩をします。11時10分にします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）これから認定第1号から認定第7号までの7件に関する総括質疑を行います。

10番佐山富崇君の質疑を許します。10番佐山富崇君登壇願います。

10番（佐山富崇君）はい、10番。台風も来ることですから、なるべく早く切り上げたいと思います。よろしくお願いします。

2件です。決算の総括は。1件目は今定例会の初日に町長より提案理由説明といいますか、ごあいさつがありましたが、その中で昨年度は公約実現について具体的政策を実現するために積極的に取り組んできたと説明していただきました。そういう説明でありましたので、その具体的に取り組んで成果の上があったもの、頑張ったんだけど残念な結果になってしまったものとおのおの3点ずつ挙げて説明をしていただきたいというのが1件目であります。

2件目は、経常収支比率の改善についてであります。先ほどの監査委員さんからのご意見の中では、全体として改善傾向を示しているというふうなご意見がありましたが、その中で経常収支比率の改善ということにつきましては、昨年の9月議会において経常収支比率の改善について質疑をいたしました。そのときは21年の経常収支比率は徐々

にはありましたが改善傾向を示しておったんでありますが、22年の経常収支比率は残念ながらまた悪化してきているというようなことであります。昨年は収支比率の出し方の分母は何、分子は何とご丁寧にご説明をいただきましたが、今回はそれは必要ありませんので、改善への努力の跡が感じられませんでしたので、結果からは。それで改めてお伺いしたいものだということでもあります。以上、2件でございます。まず1回目の質問といたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

公約実現についてですが、私が町長に就任以来公約実現のために取り組んできた成果の第1点目としては、足元をしっかりと固めることが必要であるとの認識から、職員が意欲を持って仕事に取り組めるよう、人事評価制度の導入やインターネット環境整備など情報収集体制の強化等による役場組織の再構築を図ったことでもあります。次に、第2点目としては、少子化対策として妊婦・産婦健診事業による健診費用の全額費用の継続実施に取り組んだことであり、第3点目としては定住促進支援として山元町定住促進事業を実施し、町内に新たに住宅を取得する新婚世帯、子育て世帯、新規転入者への助成等を実施し、平成22年度は22件、1,125万円の助成を行ったことでもあります。

次に、残念な結果となってしまったものとしての第1点目は、今回の大震災により被災を受けたため白紙状態となった、山下駅、坂元駅の周辺整備の一環として駐車スペースの確保や歩道の整備に取り組んでいた交流拠点整備事業であります。次に、第2点目については、磯浜海水浴場を管理する磯浜観光協会への助成金を増額し、仮設トイレを設置したことにより、平成22年度の入場者数が一昨年の5,199人を大きく上回る1万300人となった成果があり、観光資源、交流拠点を維持するための支援事業として期待していたところ、今回の津波被害により流されてしまったことでもあります。第3点目としては、企業誘致関連として防災関連の企業である櫻井防災の誘致に成功し、年度早々の地元雇用も期待されていたものの、津波被害により平成23年4月中の操業開始が遅れたことでもあります。

次に、経常収支比率の改善についてですが、今年度の経常収支比率についてはご指摘のように前年度比で1.7パーセント悪化いたしました。この要因ですが、経常収支比率は歳出の経常的経費を収入の一般財源で割ったものであり、分子となる人件費、維持補修費、公債費及び繰出金など、容易に縮減することのできない経常的経費が対前年度比2.5パーセントの増加となったのに対し、分母となる地方税、普通交付税等の一般財源が対前年度比1.3パーセントの増にとどまったためと分析しております。分子である経常的経費が増となった主な理由といたしましては、人件費などについては職員の新陳代謝や行財政改革の取り組みにより減少したものの、公債費が償還金のピークを迎え増加したことが挙げられます。また、維持補修費についてもこれまで道路や公共施設の維持補修費を抑制してきましたが、傷みが激しく補修を余儀なくされたため経費が増加したこと、繰出金では国保会計など各特別会計に対する基準内繰り出しが増加したことなど、やむを得ない事情が重なったことが主な要因と分析しております。一方、分母である一般財源収入も普通交付税が新規費目の算入などで増加しましたが、分子の歳出の増に追いつかなかったのが主な要因であります。

今後、震災対策等で歳出が大きくふえる一方で町税等の収入が大きく減ることが想定されますことから、財政運営には十分留意してまいりたいと考えております。以上でご

ざいます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。1件目の公約実現度についてであります。ちょっと町長の今の説明を聞いておりますと、残念な結果に終わったことはすべて大震災によって私の失政ではないと、こういうお答えに聞こえたのであります。私は震災のことは今回はさておき、まず失敗したなど、私自身としてはあれはちょっとまずかったのかなということとを3点伺いたいということでもあります。震災についてはこれは後ほどいろいろと予算とその辺で質疑したいものだと思っておりますので。その点をまずお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。震災以外に失敗を——失敗というよりも残念ですか。（「失敗とまでは言いません」の声あり）済みません。もとい、残念な結果ということでございますが、私としては就任初年度目の中でいろいろ公約を掲げて取り組まさせていただいた中では、まずまずの取り組みができたんじゃないかなというふうな、私自身としての受け止め方をしておりまして、残念な結果というのではちょっと直接的にお話ししかねる部分があるんでございますが、そういうことでひとつご理解いただきたいと思うんですが。

10番（佐山富崇君）はい。それは自分での判断でございまして、これとこれが残念な結果に終わったからこのことについて説明しなさいと示したわけではありませぬので、よしといたします。わかりました。ちょっと残念な結果に終わったのは自分としてはないんだというふうに受け止めてわかりました。

それで、あとうまくいったということでの3点、人事評価あるいは組織の再構築を図って職員が意欲を持って仕事をするようになったとこういう胸を張っておっしゃられたのが私はそのように思えないんであります。改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。職員のこの意欲を持った対応への取り組みということでございますが、私なりのこれまでの経験を踏まえた中では、やはり職員も長い間勤務する中では意識、意欲というものが必ずしも皆さん全員共通になれないといえますか、なっていない部分も散見されるわけでございますので、やはり単に年数を踏めばいいということではなくて、年数を積み積むほどキャリアがアップするようなそういう取り組みを少しでもやっていただけるような、そういういい意味での刺激を与えられるようなそういう仕組みが肝要じゃないのかなというふうな思いで、この評価制度を導入をさせていただきながら、今それに向けて少しずつ足元の体制整備を図ってきたというところでございますので、ある意味これも時間のかかる話ではございますので、1年間で大きなこがこうだというふうな形にはなかなか見えないといえますか、あらわしきれない部分もあるわけでございますけれども、これが2年、3年という中でこの評価制度を定着させることによって、町民の皆さんによりよく思ってもらえるような体制づくりを引き続き対応していかなくてはならないのかなというふうな考えているところでございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。人事評価制度を取り入れたということはそれなりに実際具体的に対処なされたというのはわかりますが、職員が意欲を持って取り組むような姿勢が見えたというのは私はまるっきり反対にしか見えてきませんでした。そういう意味でもっとその辺のところを町長は意を用いて職員に接するべきではないのかなというふうには思っておったところでございます。その辺をもう一度お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。山元町としてこれまでもろもろの町政が執行された中での職員の皆様の対応の状況、そして私が就任してからいろいろ公約の実現に向けて職員の皆さんとなるだけ思いを共有できるように私なりにそういう積み重ねを努力をしてきたつもりでござ

ございますけれども、なかなか1年間という短期間の中で本当に私の意図する方向性なり施策というものが本当に一定程度共通理解になって取り組まれてきたのかということになれば、結構なその施策の数でもございますので、必ずしも全体が十分な状況になっているというふうなことは言いにくい部分もございますので、引き続きご指摘いただいたように気合いを見つけてといいますか、作業の展開に当たっては担当課職員、あるいは課長会を通じて十分理解浸透を図るようにさらなる意を用いてまいりたいなというふうに思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくご指導、ご理解のほどをお願いできればと思います。

10番（佐山富崇君）はい。共通の思いを持って取り組んできたとおっしゃいました。共通の思いを取り組んできたというのを具体的に二つほど出してみてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。まずやはり一番大事なものは、この町、山元町が置かれている現状ですね、これをやはり共通理解することから始めなくてはならないだろうというふうに思って取り組んできましたし、また、その現状における課題解決に向けてやはりこの先を見据えてですね、将来を見据えたときの山元町、それに向けてこの課題解決を段階的にどういうふうに対応すべきかですね。その2点だと思います。現状あるいは将来に向けたまちづくりと、こういうことを基本にしながら一つ一つの施策について私なりに共通理解が深まるように対応してきたところでございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。ちょっと私とは考えが異にするんですが、よろしいでしょう。それも先ほど言ったとおり町長ご自身で3点ほど挙げると申し上げましたので。

三つ目に挙げました定住促進事業であります。これは前町長のときでなかったのかなと思うんですが、ただ、その事業拡大に取り組んだことは認めますが、町長みずからこれは今回始めたのではないのでなかったのかなと思うんですが、その辺を改めて。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のように、私がこれを新規として取り上げたわけではございませんが、これについてはやはり一定の成果、効果というものが感じられる施策でございますので、私としてもその点に大いに着目しながら、新年度に向けてより拡充するような方向での定住促進に当たりたいなというふうなことで今日まで来ておりますので、その点についてはそういう施策の位置づけで今継続して取り組んでいるというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。それ、町長と同じ考えです。確かに拡充してきたことは認めたいと思います。

2件目に移らせていただきますが、2件目、町長は去年ですから9月の決算のときに順次改善してきているというふうにご説明いただいたんですよ。去年の9月議会では、21年までは前町長でありまして、22年から町長に。町長のときから悪くなったかな。町長が実際執行なさった決算から。その辺についてはどのようにお考えですか。先ほどは特別会計の繰り出しとかが唐突に来たようなお話になりましたが、別に唐突の繰り出しでも何でもなかったと思いますよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。去年の説明というのは確かに私の前任者の時代の年度の決算ということでございましたけれども、ご存じのように行政の継続性というのもございますので、そういう中でのその時点でのこの財政分析についてのご説明というふうなことになるわけでございますし、今年度は実質私の代になってからの収支決算ということでございまして、これについては先ほどいろいろこの要因についてお話しさせていただいたような

状況の中での一定の主要支出といいますか、財政の運営状況というふうなことでございますので、そういう中のご理解をいただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。そうすると、今後この経常収支比率は改善の見込みはないと、こういうふうに理解していいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。22年度の単年度の経常収支比率というふうな主要なこの指数、これについて見れば単年度はこういうふうなことにはなりましたけれども、今後の運営の中では先ほどもお答えさせていただきましたように、やはりいろいろ工夫する中で改善する中でできるだけ本来あるべき指標に近づくように、これはいろいろ意を用いてまいりたいというふうに思っております。

10番（佐山富崇君）はい。監査委員の監査の意見の中にもあるとおり、これなんですよ。「依然として財政指数の健全エリアより数値が高く」とこうなっていますよね。この辺をどのように受け止めるのかお伺いして。

町長（齋藤俊夫君）はい。経常収支比率については財政分析の主要な指標の一つでございますので、いわゆるご案内のとおりこの財政構造の弾力化を示すというふうなことでございますので、そういう中で80パーセントを超える数値になっているということは、決して町の財政運営に好ましい状況ではございませんので、この財政構造の弾力性を保てるように引き続きこの比率の分母、分子の関係によく注意しながら今後の財政運営に留意をしていきたいというふうに思うところでございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。町長、80パーセントでないんです。90パーセント超えているんですね。90パーセント超えているの。ああ、そうだ。今後の状況を見ながら慎重に財政運営を図っていきたいという町長の説明でありますので、私の総括はこれで終わりにしたいと思います。

議長（佐藤晋也君）10番佐山富崇君の質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）4番島田敬二君の質疑を許します。4番島田敬二君登壇願います。

4番（島田敬二君）私の質問は1点のみでございます。国民健康保険事業会計についてお伺いをいたします。

国民健康保険事業特別会計の22年度のうち、療養給付費、財政調整基金等の数字の推移を見たとき、保険事業の健全かつ安定した運営を求めたとき、20、21、22年度の決算をどのように読み取るのか、また、読み取っているのかをお伺いをいたしたいと思っております。以上です。

町長（齋藤俊夫君）はい。島田敬二議員の国民健康保険事業特別会計のご質問にお答えいたします。

国民健康保険事業特別会計における平成20年度からの過去3カ年の決算を通じてどのように読み取るかについてですが、保険給付費の動向につきましては高齢者医療に係る大きな制度改正の影響や少子高齢化によって増加傾向で推移しております。リーマンショックの影響等に伴い、被保険者数が増加した平成21年度の伸び率が突出していたものの、保険給付費の増加及び財政調整基金の残高の減少により事業運営が危ぶまれたことから、平成22年度においては国民健康保険事業の安定した運営を図るため、税率改正を行ったところでございます。このこともあって、平成22年度の単年度収支では

3, 700万円の黒字決算になったところであり、平成21年度以前までのように財政調整基金を取り崩しながらの運営を行い単年度収支がいずれも赤字となっていた状況とは異なり、税率改正は安定した保険事業の運営に寄与したものとなっております。

この結果、平成22年度の決算時点での財政調整基金の残高は約2億6,030万円となり、平成22年度の決算剰余金からの新たな5,000万円の積み立てを合わせると、合計で約3億1,000万円となります。しかしながら、この平成23年第3回定例会において、このたびの東日本大震災に伴う保険給付費の一時的な支出増による保険財政への影響に対応するため、その基金から約1億7,000万円の繰り入れを提案いたしておりますので、現在の基金残高は1億4,000万円余となる見込みでございます。

このように、保険給付費の動向につきましては社会経済などの影響による被保険者数の増減を初め、東日本大震災などの突発的な要因により大きく変動することを余儀なくされる性質を有しておりますことから、ある一定の財政調整基金の残高を有する必要があると考えております。来年度以降におきましても、被災された被保険者の所得の減少等により大幅な歳入減が予想され、厳しい事業運営がここ数年間は続くものと想定いたしております。今後とも保険給付費の精査を行い、国民健康保険事業の健全かつ安定した運営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

4番（島田敬二君）はい、議長。いろいろ値上げ、保険税の値上げ等改正なんかがありまして、いろいろ数字に今までの基金の減少傾向が急に高まったというようなこともあります。今までのここ数年間の説明によりますと、いろいろ数字的には被保険者数が増加に転じるだろうというような説明もありました。これは退職者を含めての数字でありましたが、これは経済の不況等そういうものがあってそういう数字が出てくるというようなことも説明がありました。また、基金の数字であります、これも適正規模というものかどうかという数字なのかというのいろいろ議論、説明がありました。この辺はどういうふうを考えているのか、基金の適正規模、あるいはいろいろ附属資料なんかをみてみますと、すべて減少傾向だというようなことですが、例えば医療費なんかも従来の説明ですと毎年、毎年増加をしていこうというふうな説明がずっとなされてきているわけです。それが今年度に入りまして、決算でございますが、22年度においては微減というようなことで数字的には減るといふ数字の内容になっているわけです。この辺の説明をひとつ考え方について説明をしていただきたいなというふうに思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。国保加入世帯数なり、あるいはその被保険者数の動向、推移というふうなことですが、ご案内のようにその21年度までの人口については減少傾向でございましたが、それ以上に国保の被保険者数の減少が顕著であったと。その結果、22年度については保険給付費の減少としてあらわれたというふうに推測をしているところでございます。それから、世帯数については20年、21年、22年とこの3年間余り大きな変化は見られていないというふうな状況がございまして。それから、ご参考までに1人当たりの医療費の推移などもまだ十分な検証はできておりませんが、町としての積極的にこれまで取り組んできているダンベル体操とか、ノルディックウォーキングとか、そういう健康づくり事業の効果が少しずつあらわれてきているのかなというふうな見方もできるところでございます。

いずれにしても、こういう世帯なり人口の動向を見据えて、少しでも安定した国

保の財政運営をしていきたいというふうを考えてございます。

4番（島田敬二君）はい、議長。医療費の減少ということでもありますけれども、これは町長言った内容、いろいろな健康問題、これらを維持しているというようなこともありましてそういう減少というふうにとらえておるんだと思いますが、これがずっと来年、再来年と続くのかどうか、その辺の考え方はどういうふうを考えているか、お尋ねをします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもちょっとお答えさせていただきましたように、この保険給付費の動向、社会経済の影響によつての被保険者の増減、そしてやはり注視しなくてはならないのは今回のこの突発的な要因でございましたけれども、大震災というふうなことでのこの変動の幅をどういうふうに関今後把握しながら運営していくかということでございますし、そういうふうな意味でも厳しい事業運営を想定すると、一定の財政調整基金というふうなものも、これも一定程度手元に置きながら運営をしていく必要があるのかなというふうなことでございます。

4番（島田敬二君）財政調整基金の関係についてちょっとお尋ねをします。財政調整基金の適正保有規模というものをどういうふうと考えているのか。いろいろ15年ごろまでは1億7,000万だというようなことのそういう数字を示して県からの指導というようなこともやっているようですけれども、それ以降は県の指導がないんだというような言い方もしていますが、あるのかないのか、その内容はわかりませんが、現在はそれに照らしていくと2億4,000万ぐらいが適正規模だというような、22年度には2億6,000万台に入っていますか。この2,000万円はその2億4,000万円の範囲内だというようなそういう説明も従来の数字をかえていろいろ話をされているわけですが、その辺の適正規模というようなものはどこに数字を求めて、本当に2億4,000万円の数字なのかどうか。その辺の考え方について、町長としてはいろいろな数字の問題がありますけれども、町長の考え方としてわかればお知らせをしていただきたいというふうに思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。国保の適正な財政調整基金の規模と申しますか、保有額の関係でございますが、これまでお答えしてきましたとおり、平成15年に県の方からお示しをいただきましたこの保有金額の目安ですね。これは国保事務の手引きの中にある一つの目安というようなことをこれを一定のよりどころにしながらこれまで運営をしてきたというところでございます。そういう中では過去3カ年間に於ける保険給付費のこれをベースにした一定の割合というふうなことでもございまして、その15パーセントが被保険者が1万人未満であればこの15パーセントを目安にというふうなこういうことを参照しながら取り組んできたところでございまして、今ご指摘のあったこの2億4,000万円というのがおおむねこの考え方に基づくところの適正な保有額規模というふうなことに相なるわけでございます。

今回の大きな災害での変動予想がなければ、今年度の運営状況を見ながら新年度に向けていろいろ国保運営のあり方について検討をしていきたいなというふうに思っておった矢先でございましたけれども、先ほどお話しさせていただいたような突発的なこういう大災害の中で今後より慎重な国保運営というふうなことでもございますので、やはり一定の基金を保有しながら安定した、あるいは健全な国保運営を引き続きやっていかなくてはならないんだろうというふうに思っております。

4番（島田敬二君）はい。22年度のこの資料を見ましても、今までの従来との説明がまるっき

り逆の方向の説明になっている。数字的な問題でございますが、例えば被保険者は増大するだろうとか、あるいは医療費は下がることはないんだと、必ず上がっていくんだというようなそういう説明であったわけです。今年度の内容の説明ですと、被保険者は減少の傾向、あと医療費は減少というようなことで、ちょっとそういうものをこう見ましても従来の説明とは大分違っているわけです。

その中で昨年度においては保険税の改正等があつて値上がりしたというようなことで、利用者は保険が少なく負担が少なければ一番いいというふうに考えているわけですが、その保険税の上がったり下がったりというのはここ何年か前には上げ、今度はまた下げ、昨年度はまた上げというようなことで、その保険税の負担をする側からすると、上がったり下がったり、上がったり下がったりというのを簡単にやられることによってでこぼこの負担をされるというようなことで、それが一番負担者としては問題だなというふうに思っているわけです。それをいかに安い負担でやってもらうかというのが利用者にとっては一番いい内容になるわけですが、この保険を運営している立場からすれば、何ぼでも上げて基金を多くして、そしてその中から安定した取り崩しをしてそしてやっていった方がいいというのは、それは運営する立場からはうんと基金の金額があつた方がいいんだというふうに考えるんだと思うんですが、利用者からすればそれでは多く負担されても困るわけで、安定的な運営という立場からすればそういうことだろうと思うんですが、利用者の立場からすれば今言った内容になって負担する保険税が少ない方がいいわけで、この22年度の流れの結果からずっと見て読み取って、今後どういうふうな内容の考え方をしていくのか、その辺なかなか簡単ではないと思うんですが、それをきちっとやはり正確に把握しながら運営をしていくというそういう姿勢が必要だろうと思うので、その正しい読み、実績というものからの読みというのをそういうものを我々は読み取るその力を正確に事務当局ではやっていただきたいというのが本当の思いで、そこを我々議員としてもきちっと把握できるような内容を求めていくという立場にあるわけで、その辺もう一回きちっとした考え方、この22年度になっての考え方、果たして余裕あるのか余裕ないのか、その辺も含めてひとつ考え方をお聞かせいただきたい。

議長（佐藤晋也君）町長、齋藤俊夫君。簡明をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。制度運営についてはご指摘のように安定した運営、そして町民の皆様にご安心感と申しますか、信頼感の得られるような制度運営がこれが基本でございますので、やはり縷々お話しいただいたように、より精査の内容、収入システムをより精査した形でのシビアな運営をしながらの運営に十分配慮していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

4番（島田敬二君）はい、議長。昨年度ですか、請願がありました。税率を変えてくれというようなことの下げてくれという内容でありましたが、それらに対する考え方、それを例えば改正した場合、いろいろ改正の内容等あるいは税率の内容、いろいろあるだろうというふうに思いますが、その辺の基金の保有が大きいから下げてくれという趣旨だろうというふうに思うわけです。ですから、そういった基金の額から見たときに、値下げのいわゆる改正ですね。値下げの改正ができるだけの余裕があるのかどうか、あるいはまた、改正するとすればどういふところがあるのか、その辺の内容についてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回この突発的な大震災がなければというふうな話を先ほど少しさせていただきました。そういうものがなければ、新年度に向けてのいろいろ税率改正とい

いますか、引き下げもある程度検討できる状況にあったのかなというふうに思いますが、震災後における保険給付費の動向というのは極めて不透明感が増しているというふうな状況でございますので、現段階では国保税の引き下げについては大変厳しい状況にあるものというふうに認識をしております。ただ、これまでも低所得者に配慮していた保険税の各種軽減あるいは免除制度の継続、こういうことはもちろんでございます、今回の震災による被保険者の負担軽減を図るべく、国保税の免除制度の拡充を図り、基本的には対応していかなくてはならないのかなというふうに考えているところでございます。

4番（島田敬二君）はい。以上で終わります。

議長（佐藤晋也君）4番島田敬二君の質疑を終わります。

これで総括質疑をおわります。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）決算審査特別委員会委員の方は、直ちに第4会議室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（佐藤晋也君）この際、暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後0時10分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）決算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されましたので、事務局長から報告させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に菊地公一君、副委員長に青田和夫君、それぞれが選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。

決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の規定による権限を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項

の規定による権限を委任することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第7号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月28日午後5時まで審査を終了するよう期限をつけることにしました。これでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

議長（佐藤晋也君）ここで休憩をします。再開は1時30分といたします。

午後0時14分 休憩

午後1時30分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）日程第13．議案第47号から日程第19．議案第53号までの7件を一括議題とします。

課長等から説明を求めます。議案第47号については企画財政課長寺島一夫君。議案第48号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号については保健福祉課長、齋藤三郎君。議案第52号、議案第53号については上下水道事業所長荒 勉君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第47号、平成23年度山元町一般会計予算についてご説明申し上げます。

今回は5月の臨時会で専決処分の承認をいただいた6か月を期間とする暫定予算を基本的に引き継ぎまして、これを12か月の詰め予算にするとともに、災害関連経費等を追加措置し、本予算として提案するものでございます。

まず、表紙の次のページ、お開きいただきたいと思います。

平成23年度一般会計予算。平成23年度山元町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ220億6,395万8,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。これにつきましては、この予算書のページ振っておりますけれども、1ページから6ページまでの記載のとおりでございます。前年度対比で329.3パーセント増、額にして169億ほどの増でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。それでは、議案第48号、平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計についてご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては国民健康保険税以下記載のとおりであります。歳入合計につきまして

は22億7,307万4,000円で、前年対比で2億3,871万2,000円の増となります。率にして11.7パーセントの伸び率でございます。

次に、歳出でございます。3ページをご覧いただきたいと思っております。歳出につきましては、以下記載のとおりでございます。歳出合計22億7,307万4,000円でございます。

以上、国民健康保険事業特別会計についてご説明申し上げます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。では、続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

議案第49号、平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

1ページの第1表、歳入歳出予算をご覧いただきたいと存じます。歳入につきましては1款の後期高齢者医療保険料以下記載のとおりでございます。歳入合計につきましては1億7,348万9,000円でございます。前年対比で158万5,000円の減、0.91パーセントの減となります。

次に、歳出でございます。2ページをご覧いただきたいと存じます。歳出につきましては1款総務費以下記載のとおりで、歳出合計につきましては1億7,348万9,000円です。

以上、ご説明申し上げます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉課長（齋藤三郎君）続きまして、介護保険事業特別会計についてご説明申し上げます。

議案第50号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計。

国民健康保険と高齢者で説明申し上げませんでした第1条から第3条までの関係を読み上げます。平成23年度山元町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億8,150万1,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

債務負担行為。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び期限は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、歳出予算の流用。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1. 保険給付費の各項に提示をした予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用です。歳入歳出13億8,155万8,000円でございます。前年対比11.4パーセントの伸び率となるものです。

以上、ご説明申し上げます。ご可決を賜りますようお願いいたします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）続きまして、互理地域介護認定審査会特別会計でございます。

議案第51号、平成23年度互理地域介護認定審査会特別会計予算でございます。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ703万8,000円と定める。2号としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は

「第1表 歳入歳出予算」によるということです。

それでは、1ページをご覧になっていただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算でございます。まず、歳入でございますが、歳入につきましては1款分担金及び負担金以下記載のとおりでございます。歳入合計につきましては703万8,000円でございます。歳出でございます。2ページをご覧いただきたいと思います。歳出につきましては1款の介護認定審査会費以下記載のとおりです。歳出合計703万8,000円でございます。

なお、本特別会計につきましては、互理町と共同設置いたしております互理地域介護認定審査会の幹事町が本年度から山元町に移行したことに伴いまして、新たに本会計を設け経理処理をいたします。

以上、ご説明申し上げます。ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第52号、平成23年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計同様6か月間の必要経費を暫定予算として編成したのを年間予算に組み替えるとともに、災害対策関係を優先に措置しております。

初めに1ページをお開き願います。第2条は業務内容で記載のとおりであります。

第3条は収益的収入及び支出の予算案であります。収入の部。第1款水道事業収益は、東日本大震災災害復旧事業補助金等総額3億6,153万1,000円を見込んでおります。支出の部。第1款水道事業費は、災害復旧の修繕費等で4億7,293万6,000円を見込んでおります。なお、営業運転資金に充てるため、震災減収対策企業債などの借り入れを行います。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

上下水道事業所長（荒 勉君）続きまして、議案第53号、平成23年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに1ページをお開き願います。第2条は業務内容で記載のとおりでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予算案であります。収入の部。第1款下水道事業収益は、震災関係の企業補助金等で6億8,607万3,000円を見込んでおります。支出の部。第1款下水道事業費は、震災関係の修繕費等で9億6,853万4,000円を見込んでおります。なお、営業運転資金に充てるため、震災減収対策企業債等の借り入れを行います。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから平成23年度予算編成方針並びに議案第47号から議案第53号までの7件に関する総括質疑を行います。

10番佐山富崇君の質疑を許します。10番、佐山富崇君、登壇願います。

10番（佐山富崇君）はい、議長。23年度の予算案につきまして総括質疑をいたしたいと思いません。

1件は政策的な予算はということで、専決で予算計上されてきたのでありますが、あらまし。人命救助あるいは遺体捜索優先と、あるいは瓦れき処理をまずもって早くというような点からやむを得ないということではありますが、町長の4年間の公約もありますし、そういうような形で政策的予算としてどれだけをどのようにつけたつもりなのか、

それらを細かく説明をいただきたいなということでもあります。

第2件目は、農林水産業費であります。農業振興推進費として7億1,114万6,000円ということについての説明をいただきたいなと。

それから、排水構造物等の復旧への予算づけがちょっと私も見いだせなかったんですが、多分あるんでしょうが、その辺をご説明願いたいと。

それから、起債でございますが、町債17億3,490万とあります。そこに歳入欠陥債が2億7,820万と。将来の健全財政上危惧しているところであり、特に今15年過ぎると1万人を割ると町長みずからが人口推移を見ているようでありますので、その辺のとき私も生きていかどうかわかりませんが、後期高齢者となってどの程度の負債があつて厳しい中で暮らすのかなと。山元町民の1人としてというような観点から非常に危惧しているところでもあります。もちろんこういう非常時というような状況のときはそればかり言われてられないんだということもよく、重々承知の上で将来の健全財政という意味からお伺いしたいということで質疑するものです。よろしくお願ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

初めに、お手元に資料1の1として平成23年度主要施策、当初予算案と本予算案の比較内訳表を配布させていただきましたので、併せてご覧いただきたいと思ひます。

ご質問の政策的な予算につきましては、説明資料の1ページに記載しております三つの重要施策として位置づけている施策の中で、まず少子化対策の推進として位置づけている子宮頸がん予防ワクチン等の無償接種を実施する予防接種事業、並びに継続事業として実施する妊産婦健診事業や条例改正が廃案になってしまったことから現行制度のみ実施する乳幼児及び児童医療費助成事業があります。また、高齢化対策の推進としては、2ページの県補助金を活用して利用者の安全を確保する地域密着型高齢者グループホームへのスプリンクラー整備事業が挙げられます。

次にその他の公約に基づく主要施策としては、4ページの震災による耕作地減少に対処するため、再生可能な耕作放棄地を再生するための方策、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、また、5ページの新規に雇用創出した企業に補助金を交付する企業誘致推進事業を計上したところでもあります。

さらにその他、課題解消等への取り組みとしましては、6ページの仮設住宅から通勤通学路等へのLED防犯灯を新設、更新するための防犯灯設置事業や事故防止対策を推進する交通安全対策があり、7ページでは教育環境を改善するための学校の空調設備整備事業、基本設計業務を委託する坂元小学校講堂の改築事業及び中央公民館の大ホールの空調設備を更新するための中央公民館施設改修事業があります。また、8ページにおいては仮設住宅周辺における町道施設の安全確保をするための町道維持補修事業並びに町道新設改良事業などがあげられ、その他課題解消等の取り組みとしては全部で10事業を計上したところでもあります。

次に、第6款農林水産業費に関するご質問の1点目、農業復興推進費についてですが、被災農家経営再開支援事業に関する予算として、4億9,000万余、そして東日本大震災農業対策事業に関する予算として2億1,000万余を、総額で7億1,000万余を計上してございまして、全額国からの交付金であります。このたびの大震災により水田については986ヘクタール、畑については430ヘクタールが津波により冠水し、本町農地全体の約60パーセントが被災したところでもあります。また、山元町三大ブラ

ンドの一つである仙台イチゴについても栽培農家129軒のうち国道6号東部に栽培施設を有する125軒が被災し、大型鉄骨ハウスやパイプハウス等の栽培施設の大部分が流出損壊したところがございます。このため、被災農家への支援策として、国の第1次補正予算で創設された交付金を有効に活用し、被災農家の支援に努めるものであります。まず、被災農家経営再開支援事業については、被災した農地の除草や散乱する簡易なごみ、瓦れきの除去など、農地の復旧作業を共同で行う農業者に対し支援金として交付されるものであります。町では今年2日に山元町地域復興組合が設立され、336戸、475名が組合員として登録され、順次作業に従事いただき、営農再開までの当座の期間、来月10月から来年2月までの間、収入を得ていただくこととなります。

次に、東日本大震災農業対策事業については、農業協同組合や農業生産法人等の団体が農業生産幹線施設の復旧や農業機械等の導入、生産資材を購入した場合に事業費の2分の1が助成されるものであります。このたびの震災により被災したイチゴ農家3軒、4名が農業法人を立ち上げ、一連の施設を整備することから、当交付金を活用するものであります。

次に2点目、農業の排水構造物当への復旧への予算についてですが、これについては予算書の112ページの11款災害復旧費、2款農林水産業施設災害復旧費2目補助災害復旧費に8億2,000万余の予算措置をいたしております。補助災害復旧費の主なものとしては、町内全域のため池や用排水施設等の117か所の災害査定を測量設計委託料として7,500万、災害復旧工事として7億4,000万余を計上しているところがございます。

次に、町債についてですが、本年度の町債17億3,000万余の主な内訳は、歳入欠陥債2億7,000万を初め、災害復旧費11億4,000万、臨時財政対策債2億9,000万となっており、農業水産業債及び土木費債並びに臨時財政対策債以外は震災関連経費に対応するため借入れをするものであります。これら町債については後年度の交付税算入により元利償還金の割合が交付されることとなっておりますが、すべてが元利償還金の100パーセントを財源保障するものではなく、議員ご指摘のとおり多額の地方債の発行は必然的に後年度における公債費の負担を伴うものであり、財政運営の硬直化を招きかねず、政策的経費への充当幅を狭めるなど、ひいては将来世代への行政サービス低下につながることを懸念される所でございます。しかしながら、今回の復旧債等は未曾有の大災害に遭って町民の生活を再建し、震災からの一日も早い復旧・復興を果たすため、将来に向けたやむを得ない財政措置でありますことからご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

特に、歳入欠陥債については、被災したことにより経済的な損害を被った町民の税負担を当面軽減するとともに、被災者の生活再建も含めた各種歳出経費の財源を確保するものであり、今回については被災町民を救出しつつも、一方では復旧や住民サービスを行うため多額の財政出動に対する必要な財源を確保し、財源の均衡を保つためにはやむを得ないものと考えております。なお、歳入欠陥債については、元利償還金の75パーセントから最大100パーセントが地方交付税に算入されることとなっておりますが、今後十分留意して健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。いろいろご説明いただいて納得するところもあり、いま少しお聞きしなければならない面もある。この資料を見させていただいて、なるほどとは思ひ

ますが、私から見ますと、この学校の空調設備整備事業、これは本当によくやったな
というか、確かに的を得た施策というのでよかったというふうには感じてはいるんですが、
あとは皆は来年度以降、来年度以降とこういうふうになっているわけですよ。特別でき
なかつた、こういう大震災ですからね。それも先ほど町長の言葉をお借りするならや
むを得ないということではありますが、しかしやむを得ないだけでは済まない面もありま
すので、来年度以降という、あるいは24年度以降とこうなっていますね。ほとんどそ
の適用とか履行ですか。そういうことで来年度以降、この中で特に取り組む事項につい
てだけおっしゃってください。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のように大分今回の被災によりまして先送りせざるを得ない状
況でございますが、現段階ではまだ明確になかなか来年度の予算編成に向けてというこ
とをお話ししにくい今状況でございます。新年度の予算編成に向けまして少し財源の裏
づけなども見極めながら精査をさせていただければというふうに思いますので、よろし
くお願い申し上げたいというふうに思います。

10番（佐山富崇君）いやあ、それではうまくないんだね。言うのは来年度以降、来年度以降って、
来年度以降といたら半永久的に以降なんですから。町長任期あるわけですから。そう
いうところで、ですからそうおっしゃってもこの中で必ず24年度に取り組みたいと思
うのを挙げてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答えさせていただきましたように、今は復旧・復興というふ
うなことが原因でございまして、今回も一部でございましてけれども公約に基づく案件と
して21件、2億8,000万ほど計上させていただきましたけれども、なかなかこの
後の事業の取り組み、精査というものは本年はもう、来年からでも積み残し、すぐやり
たいというふうなことを申し上げればよろしいんだというふうに思いますが、膨大な財
政出動のある中でやはり慎重に精査をせざるを得ない状況がございまして、きょうの
段階ではひとつご容赦をいただきたいというふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。町長ね、何回余計してもだめなんだ、それでは。町長は複合的に頭働
かせてもらわないとね。ことしの復旧・復興だけでやらなければならないから、今頭い
っぱいで後のことは何も考えられません。頭のところにはまだ何も残っていませんと、
こういうことではやはりだめなんですな。ことし積み残したのを来年以降、来年以降と
いたら、来年を見据えてこれは取りかかるといものはそれに頭になかったら、遅れ
るばかりですよ。時間だけたって。ことし手いっぱいだからどうしようもない、これ
で手いっぱいだからどうしようもないだろうって。来年以降も見据えた頭を一部持つて
いなければだめなんではないでしょうかね。私、それではうまくないように思いますが、
恐らく何回聞いても同じことをおっしゃるんでしょうから、それはよろしいでしょう。

で、その先ほど出ました2分の1、イチゴのね。129経営体のうちから125経営
体が被災したんだと。四つだけきり助からなかったのか。被災しないのはそういうだろ
うと思う。ほとんど被災したと言っていいんだらうと思いますが、その復興復興の推進
費の分ね。それで、3名でこれがあれですか。園芸……、ニューストロベリーラインと
いうところに出る経営体ですか。金額として結論は2分の1というのは金額で幾らそこ
に国から金来るんですか。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。7億1,000万の内容でございましてけれども、その中で被災
農家3軒で、大型事業ですけれども、これで1億。農免道路、今回ストロベリーライン

という新たな農免道路をつくっていますけれども、そのサイドに土盛りにしてハウスを建てるといふことをごさいます。それで、国から2分の1の補助が出ます。総事業費、今のところ4億5,000万。4億5,360万、それで2億1,600万が国からの2分の1の補助という内容になります。

10番(佐山富崇君)はい、議長。ちょっと私今聞き漏らしてしまった。4億5,000万来るの2分の1国が出すということいいんですか。

産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。2分の1が国の方から入ってきます補助になります。

10番(佐山富崇君)はい、議長。そうすると、4億5,000万来るんじゃないんだね。2億2,500万くらいということですね。はい。県、町からは出ないんですね。

産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。ただいまのところは今回は町としては補助等の計上はしておりません。

10番(佐山富崇君)はい。今のところ経営、私も見ているのでは、あと個人で一人パイプハウスをお立てになられている方がいらっしゃるようですが、新ストロベリーラインと銘打つからには大体将来にわたって幾らの経営体ぐらいをあそこに張りつける予定なのかをまずお伺いしたい。

町長(齋藤俊夫君)はい。現在ですね、農協さんと連携しながらその辺の詰め、精査を行っているところをごさいますので、その辺の状況を勘案しながらということに最終的になるわけをごさいますけれども、過般の山下園芸振興組合のこちらの方でこれからの営農再開の意向調査、これによりますと約4割の方がちょっとイチゴの栽培を断念せざるを得ないような状況にあるというふうなことをごさいますので、基本的にはその方を除いた方々を中心にこれからイチゴの栽培ということをごさいます。新ストロベリーラインにつきましてはそういう中から農協さんと連携とりながら意向調査を確認しながら集積、集約を図っていく状況をごさいます。

10番(佐山富崇君)はい、議長。ですから、私お伺いしたのは、つまりはもっと大きく見ても120戸のうち、129戸ですか。うちの半分は断念したと。しても70戸、65戸ぐらいはいらっしゃるわけですね。では、65戸の人は一応また再開して頑張りたいんだと、復興させたいんだと、復旧させたいんだという思いを持っていらっしゃる。それは私も仄聞もしているし、あるいは自分なりでも調査もしています。それはわかるんですけど、ですから新ストロベリーラインと名づける限りには、その65戸ですか、65戸のうち何戸ぐらいあのラインに集積するつもりがあるわ、見通しがあるんだということをお伺いしたいわけですよ。復旧・復興したい人が6割ぐらいいるんだというだけでは、何だか新ストロベリーラインとつけた後の名前あてあるのかと。過去の歴史でみんな営々として築いてきたあの場所をストロベリーラインとして名づけた過去がある。それを新道をつけただけでただ本当に集積もしないのをストロベリーラインなどと称するのはおこがましいし、それでは先駆者たちに申しわけないのではないかと私は危惧するんです。ですから、何ぼ、あるいは政策誘導をどういうふうにするのかとか、その辺のところもお尋ねしたいんです。

産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。先ほど町長の方から回答ありましたように、今振興会の方の総会も終わりました。農協とのお話を担当者としていた中では、一応町との考えというものは同じなんです。ご存じのとおり、笠野、新浜については、あと一部中浜、あと町エリア、これについてはほとんど今回の緑地ゾーンエリアに入りますので、大体その全員

ではないんですけれども、何軒かお話しした中では笠野エリアの方々には夢いちごの郷、今まであったところですね。新浜の方々とか。あとは中浜と新浜がもしできるのであれば、夢いちごからもっと新浜寄りのその軒数によりますけれども、この方々のお話をし、新浜、町の方々はその考えでもいいと。あと笠野の方も聞いたら、もう夢いちごのエリア、あの辺と。あともう一つは花釜、特に東花釜の方々、この方々も上の方に上がりたいと。それで、先ほど言いましたように、武田魚屋さんから早坂に行くところの農免道路のぶつかり、この一画にやまもといちご農園とかイチゴ法人が設置していますので、そこのイチゴ農家の方もできるのであればもう上のあの牛橋の骨董残っていますよね。あの辺か、そのエリアに上がりたいと。つくっていただければなという話は聞いております。ただ、軒数的には何軒とまだそこまでは調査しておりませんので。以上でございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、それは事務的なことで課長がお答えになって、私もう一つ聞いたのは、それで政策誘導的にはどういうふうなことを考えていますかということ、これを今、これは町長にお答えいただかないと。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の被災後の土地利用、この方向性を――しますと、限りなく農免道沿線での新しい新ストロベリーラインに集約、集団化を図ればなというふうに思っています。

10番（佐山富崇君）はい、議長。そういうことをお聞きしたのではないんです。それは課長が大体答えたんだよね。だから、私はそういうふうにもってくるための政策誘導的にはどういうふうを考えているんですかということ、を申し上げたので、土地利用がそういうふうにしたから勝手に戻ってくるべなんていうことはいらないと思うんです。その辺のところどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には集団化を念頭に置いた土地利用による移転誘導を図ってまいりたいというのが基本でございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、そういうふうにするのを政策誘導的にはその政策は、どういうふうにもっていくんですかということ、を聞いているのでね、ちょっと町長、私の聞いているのと町長のお答えになっているのが違う。そういうふうにしていくためには、町長、どういうふうにしていくんですかということ、を私聞いているんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。集団化なり土地利用の前には当然、当然といいますが、そのやはり手順といたしましては、今現状は農免道路の前後はご案内のとおりその田んぼが主体でございますので、それを土壌の入れかえ等によって畑作に適したような土地利用にまずは対応しなくてはならないと。そういうふうな中で一定の場所に一定の土地を確保しながら、各農家を移転誘導できればなというふうなのが今のところ基本に考えているところでございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。何となくわかるような気もするんですけれども、町長の答えではちょっと、例えば具体的にね。ですから、あの辺の土地、つまり新ストロベリーラインと言われる土地にイチゴ農家が皆持っているとも限らないと思うの。それぞれその交換分なりのお手伝いは町でやりますからとか、政策的に。あるいは農業委員会の働きをもっと強めるように農業委員会に働きかけますからとか、そういうようなお考えがあれば、町単でそれは政策的に誘導するために単独予算を組みますからとか、そういうことは考えていらっしゃるんですか、どうなんですかということをお聞きしたかったのね。

ただ集約したいんです、集団的につて、集団的にはわかるんですが、このままイチゴ農家があそこの田んぼを持っているならいいんだけどもね。おそらくそうばかりも限らない。持っている方もあり、持っていない方もあると思う。あるいはぼつぼつときり持っていないかもしれない。それを集約化するためには交換分合するのは町の職員がお手伝いしますとか、ね。あるいはそれには交換分合のためには町が単的に金出しますとか、あるいはそういう予算を国からぶんどってきますからとか、そういうことは私は聞きたいのよ。政策的にどういうふうな形で誘導していくんですかということ、それを聞きたかったので、どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。失礼いたしました。今、縷々ご指摘いただいたような土地分合とか、そういうものは農業委員会、産業振興課の方でできる限りの支援をしながら対応をしていきたいと。それから、やはり農家の方々がゼロからに近い形でのイチゴの再興ということでございますので、これについては何らかの形の町としての事業費の支援を今後考えていく必要があるというふうに今考えているところでございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。それをお聞きしたかったんです。そこでお伺いするんですが、何か聞くところによると、あの辺の水は悪いと。イチゴに直接かけるのはね。それで、水道水を使わなければならないんだというようなことも聞いている。あるいは、もとの例えばもとのストロベリーラインと言うんだか、それはアシッドストロベリーラインと言うんだかわかりませんが、その辺も復旧するにはやはり水が塩分が高くてだめだから、水道水を使ってまでことしからつくりたいというような方もいらっしゃるんですよ。その辺の町長として水道水を利用するということになった場合の補助とかはどのように考えているか。補助というか、お手伝いというかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かにイチゴ農家が移転されるためには、土地のほかにイチゴの場合特に水ですね。この確保ということでございます。現在、国の方で農政局の方で共同利用できるような削穿を、試掘を行っておりますので、その状況などもちょっと勘案しながらということになるんですが、最終的にどうしても水が確保できないというふうなことになれば、やはりこれは水道水のある程度の一定の料金を工夫することによる支援というふうなこともこれも念頭に置いてこれからの支援策を講じてまいりたいなというふうに思っております。

10番（佐山富崇君）はい、議長。これで安堵したわけですけども、というのは恐らく年数がことしより来年、来年より再来年と、その塩分濃度下がってくるんだらうと私も推測するわけですけども、やはり先駆的にというか、復旧の先頭に立ってことしから作付したいという意欲的な人もいるわけですよ。その芽は絶対摘んじゃならないと私は思うわけです。ですから、思い切ったやはり町も町の水道等も使って作付すると。作付といっても通常であれば9月15日といえば作付するころなんですよ。9月中に。そういうことからいって、もうそういうことはそういう生産者には担当の産業振興課からでももういっていただければならないわけですよ。水道使ったときはそういうふうな政策を町長持っていますからと、町長の方から支持をして、そのぐらいのやつがないと復旧も遅れるのではないのかなと私は思うんですよ。もう普通でしたら9月中に作付、定植するわけですから。そこのところがね、やはり初年度が一番大事。初期のそのあいつが大切だと私は思う。その芽を摘んでしまったのでは、出てくる芽もなかなか2番目では出てこない。そうやって先頭走った人にみんなを追いかけさせるというような方法をひと

つやっていたきたい。そういう意味で予算づけも考えてもらいたいということで、何回も申し上げました。

で、先ほど112ページ、予算書の排水構造物等の8億からの予算がありますよと、事業費として。これは満足しているところのございますが、これはこの金額というので大体被災を受けたその保有構造物とか何かの何割復旧できるものやら、お伺いします。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。今、佐山議員さんの災害復旧の割合というふうなお話でございますが、今回の災害箇所につきましては非常に多い箇所でございます。それで、浸水域と浸水域以外の災害査定というふうな対応がございまして、ただいまのところ県の施設部分が33か所分、今回計上している分に関しましては県で実施いただきます72か所分と、町45か所分で117か所、これを一応計上しております。これはあくまでも予算査定をするために117か所分全部計上するというございますが、工事の発注内容につきましては災害査定後の実差及び状況をよく踏まえて1年でなく来年も多分繰り越しの対象となると私ども方では考えております。以上です。

10番（佐山富崇君）はい。大体わかったんですけども、つまりはこれで全部の箇所だということとでいいんですね。箇所は。それと、来年も連続してという、か、あれして復旧の予算をもらってやると。それで終わるわけですか、大体。117か所。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。とりあえず補助債の申請ということで117か所を申請させておいていただいております。単債につきましてはまだまだ十分対応できておりませんので、その分についてはもうちょっと時間をいただきたいとかように存じます。よろしく申し上げます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。まだまだですということですか。簡単に言うと。はい、わかりました。

では、3件目に移ります。いろいろとお話をいただきましたが、ただ、町長も将来のその柔軟な財政の運営には心配があるというようなお話もいただきました。私は相当に心配しているわけです。借金はふえるわ、人口は減るわとなれば、1人頭の借金は膨大に膨れるわけですから。町長も先におっしゃいましたように、西暦25年でしたっけ、25年、つまりは今から14、5年ですか。1万人を切るといような人口の見通しをおっしゃったと。そのときに幾ら借金残っているかで1人頭の負債があるわけですから、町と国も同じことになっちゃって、身動きならないということになっても大変なので、それで公債、起債の発行は今許可ではないですね。協議ですか、協議になったんですね。何年前でした。4年だか5年前からですよ。5年か。前は許可制になったと。そのときには起債の制限比率というものがかなり見られたというふう聞いております。現在の起債制限比率を出していただいて、そしてよく説明してくれませんか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。20年度までは持っていますけれども、22年度ちょっと手元がないものですから。

10番（佐山富崇君）はい。起債制限比率というのは3年分出してそれを平均するんでしょう。そういうふうなことを聞いたことがあるんですけども、それを3年分出して、何年が何パーセント、何年が何パーセントと出して、そして3年の平均が何パーセントでしたと。過去には許可のときは何パーセントだとだめだったんですが、我が町は過去はこのパーセントだったから大丈夫でしたと。現在も許可していたらどうですと。例えば今度起債——したので、返済のピーク、このときはどういうふうになるような見通しなのかとか、

そういうことをお伺いしたい、しているんですけども、お願いしたいんです。先ほど言いましたように、15年後に私生きていればの話ですが、後期高齢者。それで1万人を割っている。これがこの1万人を割っているのも1万人に限りなく近い人口で1万人を割っているのならいいんだけど、5、6千人になって、そして後期高齢者になって借金膨大にしょってあの世にも行かれないというようなことになっていたら大変だなと思って心配してお聞きしているわけです。お願いします。（「議長、休憩」の声あり）

議長（佐藤晋也君）休憩します。再開は2時50分にします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。済みませんでした。お答えいたします。

起債制限比率という比率は今も決算統計では数値を出しますが、平成18年度からこの起債をするに当たっての判断は起債制限比率ではなくて実質公債費比率にかわってございます。ちなみに22年度の起債制限比率は8.8という数字でございますが、起債を今後できるかどうかというか、その協議をして起債を起こせるかどうかということになりますと、実質公債費比率になります。実質公債費比率につきましては22年度は先ほどの健全化指標でご報告いたしましたように14.6という数字になっています。それで、この起債を今後できるかどうかという逆に今度基準の方ですね。それは実質公債費比率が18パーセントを超える団体については今協議でいいのが許可になる。それから、25パーセント以上になった場合には一般事業債ですね。一般事業関係の起債については起債が制限されるということになります。ですので、今14.6ですので協議で済むという状況にはございます。

今後のそのご心配ということにつきましては、一番大きい算定式の分子と分母の話になるんですけども、分母が小さくなると当然比率が上がるということになります、その分母が一番ポイントになるのは地方交付税、それから臨時財政対策債というものになります。ですので、今地方交付税の原資が足りないの、市町村と国が2分の1ずつ折半して借金してこれは後年度に充てますから臨時財政対策債を打ってくださいというのが総枠で来ますけれども、その枠が今後も続けばそれを分母の中に込めると数値はそうそう上がらないとは思いますが、ただ、それが少なくなるというのが数値を上げる要因でもあるし、また、分子の方であるその借金自体も大きくなるということであれば、やはり上がっていくということですが、その辺についてはまだ見通しがはっきり申し上げることができないということでご理解いただければと思います。

10番（佐山富崇君）はい。内容的には理解できました。ですから、先ほど来から言っているとおり、慎重が上にも慎重にということをお願いしているわけですよ。見通しが立たないと財政課長言っているわけですから、見通しの立たないところで運転するということは見えないところで運転しているようなものですね。そうじゃないですか。ですから、慎重が上にも慎重にということをお願いしているので、それが確かに一番最初申し上げましたとおり、こういう非常時のときであるということとはよくわかりますが、非常時のときと言

いながらもその辺のところを考えないと、我が町の将来は暗澹たるものがあるというふうに思うわけです。そういう意味で今年度の23年度の予算案を危惧するわけです。ですから、まだ23年は決算しないから公債費比率を出せないということですね。22年度のことだったので、今14.6というのは、23年度になると、恐らくこれよりも数字は悪くなるのではないかとはいはっきり見えるわけです。恐らく16、17になってくるのではないかと。来年度の決算になるんでしょうけれども。来年度って来年の決算になるんでしょうけれども、そのときに「あちゃ」と思うようでは困るなど。それを心配しているわけです。それを申し上げて総括質疑終わりにしたいと思います。

議長（佐藤晋也君）10番佐山富崇君の質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君の質疑を許します。

遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております2011年山元町一般会計予算案について総括質疑を行います。

1件目は財政問題についてであります。平成23年度の山元町一般会計予算の歳入歳出総額は220億6,000万円ということになり、平年の約4倍の規模となっております。その歳入の多くは国庫支出金、県支出金、地方交付税、町債等で占められ、災害関連の経費に充てられています。災害関連の経費はその多くが国の責任での対応となっているようではありますが、それでも財源は不足し、本年度予算は平年より多くの基金取り崩しや町債発行で対応する内容となっております。山元町財政の将来を考えたとき、町は積極的に国、県の責任を明確にし、決められた額は100パーセント確保し、町財政への影響を少しでも少なくする工夫、努力が求められております。そこで次の点についてお伺いいたします。

1点目は、財政調整基金取り崩しの内訳と年度末の予想をどう思っているかということであります。

2件目は、地方交付税の内訳や災害対策債、歳入欠陥債等、災害関連の町債の用途及びその後の取り扱いについてお伺いをいたします。

2点目は災害救助費についてであります。これは2件、3件目同じような内容の質問となりますので、合わせて質問をいたします。この2件目の災害救助費、3件目の質問であるこの災害廃棄物処理事業についてはそれぞれ災害関連の事業となっており、事業費も83億9,843万6,000円、42億2,674万1,000円とこれまでにない高額な事業費となっております。これらの事業はこれまで経験したこともない事業であり、あわせて高額な事業費となっていることから、それぞれの取り組みには十分な体制で慎重な対応が求められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

2件目、3件目、それぞれ額の高い事業等の内訳、事業内容についてお伺いいたします。

以上、3件の質問といたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

一般会計財政問題についての1点目、財政調整基金取り崩しの内訳と年度末の予想についてですが、財政調整基金の取り崩し額の内訳は、5月の暫定予算時には2億5,500万でありましたが、6月補正を経て7月27日付の専決処分の補正時には累計で6億

6, 300万となっているところであります。さらに今回暫定予算から本予算に組み替えを行った結果、取り崩し見込額は累計11億4,500万となっており、本予算編成後の残高見込みは2億7,000万円となります。なお、年度末に向けた最終的な財政調整基金の取り崩し見込額については、今後の歳入歳出の補正額の見通しが現在のところ不透明であることから、明確な額はお示しできない状況にあります。現時点での財政調整基金残高見込みのまま推移、あるいはさらに減少した場合には来年度の当初予算の編成にも影響が及ぶことが懸念されるところであります。

次に、2点目の地方交付税の内訳や災害対策債等、町債の使途及びその後についてであります。平成23年度の本予算における普通交付税は、さきに算定単位等が国から示されたことから、確定見込額で計上しております。この算出に当たりましては、人口10万人規模の地方公共団体を基準として算定する基準財政需要額から基準財政収入額をこれを差し引いた差額が普通交付税として算定されるものであり、本町においては基準財政需要額36億7,700万円から基準財政収入額12億7,900万を差し引いた23億9,700万円と算定されたところであります。以上から、この交付額の個別の内訳についてはお示しすることはできませんが、基準財政需要額の内訳としては、町道や公共施設等の維持管理経費や経済対策としての臨時特例費等で構成されているところであります。

続いて、町債の使途とその後についてであります。災害復旧費のうち公立学校施設災害復旧事業債については義務教育施設の災害復旧に充当するものであり、また、公共土木施設災害復旧債並びに農林水産業施設災害復旧債については町道など公共土木施設並びに農道及び用排水路等農業施設の災害復旧に充当するものであります。さらに消防防災施設災害復旧債については防災無線及び消火栓の災害復旧に充当し、通信施設災害復旧債では22年度に町が整備した光通信幹線網の災害復旧に充てるとともに、災害対策債においては災害廃棄物処理事業に充当するものであります。なお、これらの町債の発行は災害復旧のためやむを得ないものであり、その元利償還については後年度47.5パーセントから100パーセントの率で地方交付税により交付されることになっておりますが、多額の町債発行は後年度の元利償還金の増嵩により財政の硬直化を招くことから、今後の財政運営に当たっては健全性の確保にも十分留意してまいりたいと考えております。

次に、災害救助費予算額の多い事業費の内訳等についてですが、これについては予算書の64ページから65ページにかけて計上されておりますが、一つは遺体捜索関係機械等借り上げ料、それから仮設住宅関係工事請負費、そして災害弔慰金があります。まず、遺体捜索関係機械等借り上げ料については、遺体捜査時に建設業者等から重機を借り上げる費用を計上しております。予算額27億円の根拠であります。1日当たりの重機借り上げ費を1,500万円の180日分として計上しております。

次に、仮設住宅関係工事請負費については、当初は町独自発注分の経費として11億9,000万円余を予算計上し、続いて4億5,000万円を追加補正したものであります。今回本予算として合わせて16億3,000万円を計上しております。災害弔慰金については、亡くなられたご遺族に対して支給を行う770名分、28億円を計上しております。内訳につきましては生計維持者が亡くなった場合に支給する500万円が350名分で17億5,000万円、その他の者が亡くなった場合に支給する250万

円が420名分、10億5,000万円となります。

次に、災害廃棄物処理事業費予算額の多い事業費の内訳についてですが、これについては72ページからの記載になりますが、まず委託料におきましては1次仮置き場の管理業務委託料として重機を使用して災害廃棄物の分別作業等の費用の約半年分として5億6,000万余、津波によって流出した被災土砂の引き上げ業務委託料として500万の費用を計上しております。また、使用料及び賃借料においては、遺体捜索終了後における津波被災地域の瓦れきの撤去について収集及び運搬に係るバックホーやダンプトラック等の重機を借り上げる費用、及び生活環境に影響が大きいと思われる緊急仮置き場からの災害廃棄物の搬出費用の約5か月分として15億5,000万余の費用を計上しております。工事請負費においては、これ全体で20億ということですが、被災建物の解体に係る費用として約1,200棟分を見込んで15億7,000万余、そして津波によって流出した家屋の基礎部分の撤去費用として約900棟見込んで4億6,000万余の経費を計上しております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう内容の質問となると今のような答えになるのかなと、これは今の説明はこれを見ればわかる話なんだけれども、質問の仕方が悪かったんでしょね。

財政についてなんですけど、先ほどの質問等でもありましたので、この辺はさらっとというふうに思いますが、心配されるのは、ほとんどこの補助金なりあるいは町債等々、あるいは地方交付税、そこにも多分に災害関連、その前にでは地方交付税のこの多めになっている9億円等と特交ですね。この地方交付税の中身としてその災害関連のものが含まれてないのかどうか、お伺いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。普通地方交付税の基本財政需要額算定の内訳として、災害関連のものはあるかどうかということになりますと、今のところでは災害関連はございません。それから、特別交付税につきましてはまだヒアリング段階でございまして、一応町の方として特殊財政需要として災害関連で制度がないもので実際に町が災害関連で負担したもの、するもの、する見込みのものについて、ヒアリングといいますか、聞き取りの中で要望をあげていくという段階までは経ております。今後それがどのように反映されて交付されてくるかについてはまだ未定の状況でございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。そうすると、特交についてはこれからのことであるということであるならば、この予算に上げられている7億円というのには入っていないのね。それで、これからプラスアルファされるかどうかというふうなことですね。はい、その件についてはわかりました。

そして、ですからプラスアルファが見込めるということになるわけですが、というふうに受け止めた場合ですが、先ほどの今度町債についてですね。47.5から100パーセントが後に地方交付税として入ってくるという説明だったんですが、この47.5、もろもろのこのそれぞれのやつについて、これは47.5、こいつは50、こいつは60とかっていうふうなことなんだろうけれども、その辺の詳細ですね。詳細はいいわ。後でいい。この47.5から100というのはもともと普通の平常時の場合の数値なのか、あるいはあの災害になったときにこのぐらいの範囲でその事情事情によって対応しますよという中身が47.5から100なのかと。だとするならば、やはりここで町長の出どころなんですよ。やはりこの辺に努力工夫というのがね。で、100パーセン

ト取り出すものが最高なんだけれども、落ちてくるとやはりそのくらいひどいという状況等々を訴えながら、やはりこれは100に近い、あるいは100に求めるというのを毎日でもいいからそういうのはもう嫌になるくらい言っているのもいいと思うんですけども、そういう努力が求められるんですが、その辺の姿勢について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災後、いろいろ永田町、霞ヶ関の方から大分山元町にも足を運んでいただきました。私も相当の皆様にも要望要請を行ってきたところでございます。基本的には今遠藤議員からご指摘のとおり、町として大変な被害を受けて大変な復旧・復興を遂げなくてはならないというさなかに置かれておりますので、すべての場面で町の負担、町民の負担が少しでも負担が少なくなるような努力というものです。これはもう今後も継続的にやっていかなくてはならないと思っておりますし、これは執行部を中心に議会の皆様ともぜひいろんな形での連携をさせていただく中で国、県に継続的にこれを行っていきたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それから、財政全体ということでお伺いするわけですが、この災害関連で入ってくる金と出ていく金の関係はどうなっているのか。数字は大ざっぱでもいいんですけども、その辺についてお伺いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。災害関連につきましては、今のところ負担法あるいは補助という形で制度がございます。例えば公共土木施設の災害復旧の中でも補助対象になるものについては今のところ国の方が3分の2補助でございます。あと残り分について起債で100パーセント充当で、あとは交付税措置が例えば公共土木の場合は95パーセントというようなことで、最終的には町の持ち出しというのはかなり限られたものになるというふうな制度があるものが、公共土木以外としては農林水産業施設、それから漁港施設等がございます。あと公立学校、あと消防施設ですね。あとそれ以外ですと、災害救助関係は100、それから廃棄物関係も限りなく100に近いと。ただ、全く100ではないということですね。それ以外に単独で持ち出して支出するものの公共あるいは農林あるいは住宅関係の単独分に制度のないものについては、これについては今のところ一般財源での手当てというようなこととなります。ただ、先ほどお話ししましたように、この応急復旧とか、測量設計とか、制度のないものについては一応特別交付税でお願いするというようなことで上げてはいますが、確たるものではないということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私はさらっと見て、そうした限りでは、災害関連、220億に対して拾い上げても100、4、50億ぐらいしか見えてこないんだね。そのくらいの差というのがどこからというようになると、先ほど出てきた質問のようにちょっとこう不安になってくるなという部分があるので、多分その辺が今説明あったような90、47.5から100とかね。あるいはその95とか、今補助関係の――で95とかね。そういったところにこう潜んでいるのかなというふうに思います。それをやはり最大やはりそれはどの分野というかな、どこの分野でもやはりそこはもうこういうとにかくおらは大変なんだということをおね、実際大変だから、やはりこの辺の努力というのはまさにこのチーム山元というか、そちらだけのチーム山元でなく、おれたちも頑張れと言われてやらなければならないというふうには思いますが、先ほどその辺についてはお言葉もいただい

るので、その件についてはそういうことだということで次の質問に移ります。

先ほど非常に簡単な説明をいただいたわけですが、災害救助費のなかの遺体捜索関係等機械借り上げ料、1日借り上げ料で1,500万掛ける80日というようなお答えをいただいたわけですが、1,500万の内訳についてお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。1,500万の内訳につきましては、大きく分けてまして捜索にかかる重機で瓦れき等を取り除く機械、主にバックホーやグラブプルやクローラーダンプというものを120台ほど見込んでおります。それから、ダンプトラック、これらの瓦れき等を搬出し、瓦れき置き場の方まで運搬してその往復等にかかりますダンプトラックの台数もおよそですが120台として積み上げをいたしました。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これはダンプ重機だけの借り上げでなくて、それを運転する人とか作業員のも入っているんだよね。（「はい」の声あり）ということで受け止めていいんだよね。で、このくらいの台数でそれに伴う作業員等ということで作業が進められてきたんだと思いますが、この作業にかかった業者は何社くらいあるんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。およそ21社ほどございました。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、こいつ1社当たり何ぼ1日稼いだかというのと、1,500万割る21で割れば大体平均的な数字出てくるというふうに受け止めていいんですよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。重機を提供していただいた台数に対象の差はございますが、平均的に算出するとそればおよそ21の業者数で割った数ということでよろしいかと思えます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。では、そのように素直に受け止めます。その際の自衛隊の関係、ま、いいか。

では、次に、この16億3,915万についてお伺いします。この当初としてあげたこの16億3,915万の内訳についてお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまのご質問の点でございますが、16億3,915万円の内訳につきましては、第2回臨時会でご承認をいただいて宮城県の……、失礼しました。災害救助法の単価に基づき、500戸で11億9,300万と積算いたしました。その後、第2回の定例会で県平均単価が1戸当たり450万ほどになっているということから、100戸分を追加していただき、4億5,000万円をお認めいただきました。これらの合計としてただいまの16億3,915万円という額になっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この前も一般質問で言ったんだけど、本当にこれで、この16億3,915万というのは600戸分の値段ということで、今の説明だとそうだよ。それでいいのかどうか。今の説明だったらですね。600戸分で16億3,915万というふうな受け止め方でいいのか、もう一度確認します。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。600戸ではなく、500戸で計上していた災害救助法の単価というのが、今年度実施いたしました県平均単価に比較しますと、1戸当たりの金額が過小でありましたので、こちらを単価を再修正し、発注の方に持っていた数字となっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、だから、だから内訳何ぼだと改めて聞いているんだよ。

今までそういう説明をしてきたものだから、それではなかなか理解できないから、載ったらもうこの当初でここであげた16億3,950万の内訳何なんだと。そいつ、あとあと補正で変わったとかいうの、変わるのいいんだよ。だけれども、最終的にこの16億3,900万の中身は何。例えばこれは300戸分ですとか、350戸分ですとか、県の2回の6月の補正のときに、県の指導もあって、指導というかそういうのが明らかになって、それで全体として何百戸の分がこれなんだよと、そういうことを聞いています。とにかくこちらもおかしいのだけれども、説明もおかしいんだけど、暫定予算当初で出した数と当初で出した数字は確かに町長は350戸、そして副町長は最大で500戸、その500戸が事務局の案ね。ちょうど合うんだっけ。だけれども、それが変わったんでしょ、6月に。変わったのは変わったでいいの。そいつ、そのときの6月補正のときの説明もちょっとおかしいんだけど、さもさもその前のやつ11億何ぼにかかって足されたと。100戸ふえましたよという説明――ね。そうすると、最低でも350プラス500戸というのは土地の値段と同じだから、値段ってそこは間違ってたんだべ。そうしたら350プラス100戸でそれで450戸がこの16億3,915万なのかなと。これまでのずっと、これもこの間のやつも言ったつもりなんだけれども、だからきょう改めて、それで16億3,915万の内訳は何ぼですかということで聞いているんです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。大変失礼いたしました。総額で1戸当たりの金額を450万としまして、およそ360戸に相当いたします。（「では、もう一回」の声あり）

8番（遠藤龍之君）はい、議長。1戸当たり450万掛ける360戸。はい。計算合うんだべね。

ちょっともう少し聞きたいところあるんだけど、まず数だけは確認。次に、多額のかどうか、額の多いということだったから答えがなかったんですけども、細かいやつで少し確認したいと思います。仮設住宅関係業務委託料2,750万円というのがあるんだけど、委託料のところね。これは何に使われる金、何を委託され、どこに委託というか、どういう仕事の中身でどういう委託をしたのかということをお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。仮設住宅関係業務委託料といたしましては、仮設住宅建設に当たりまして、造成等を行っている費用でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あと、細々としているから、合わせて聞くからね。仮設住宅関係機械借り上げ料とか、仮設住宅関係資材費の内訳についてもお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。仮設住宅関係機械借り上げ料でございますが、こちらにつきましては仮設住宅の用地を……。〔議長、休憩〕の声あり〕失礼しました。ただいまちょっと確認させていただきます。

議長（佐藤晋也君）休憩します。再開は3時40分とします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（遠藤龍之君）はい。これ、きょうの予算に対しての総括質疑ですから、どこまで質問していいのかというのがちょっと私もわからないわけですが、もしだめだったらだめと言ってください。

ということは、そうすると造成はほかの事業者で、町発注分の130戸を契約したその契約の内容についてお伺いします。とりあえず、130戸、130戸分ですね。16億3,915万に対しての内訳についてお伺いします。（「休憩」の声あり）

この16億3,915万のうちに造成費等々は入っているんですか、じゃあ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。造成費等は含まれておらず、住宅建設とあと集会所、その他外構等にかかるものでございます。あと、ただいまのさきのご質問でございますが、浅生原東田地区に建設した戸数及び中山熊野堂に建設した最終戸数のご報告でさせていただきますと、浅生原東田につきましては1DKが86戸で2DKが43戸、3Kが30戸という内訳でございます。それから、中山熊野堂につきましては最終が1DK76戸、2DK30戸、3Kが19戸という内訳になっております。（「議長、総括と……」の声あり）

8番（遠藤龍之君）はい。発言ちゃんと認めた上で発言させなければだめだからね。

議長（佐藤晋也君）今質疑中でございますので……。〔総括の内容で予算委員会の内容だか、そこからスタートしてやってください。何だか予算委員会みたいなこと〕「発言許していいんだか」の声あり）質疑中ですから、私語は慎んでください。

8番（遠藤龍之君）はい。質問していいですか。それで、改めてお伺いしますが、造成費用、あと外構まで入っていくという話でしたが、これをそれぞれ中山、東田で1戸当たり、それで1戸当たり何ぼ出てくるんですよね。で、見てみますと、450万というのは大体ほぼこのくらいの差、100万近い差あるのかな、ということになるんですが、変更契約した分については480万くらいになっているんですね、1戸当たり。外構も含めて。それで、あのときには同じ業者にやってもらうということによって、ずっとこの効果的なんだというような説明で我々は賛成と、あとはスピード化といいますか、すぐにでも入ってもらいたいということで賛成もしたわけで、私もしたんですが、その辺が非常に不透明というか、そういった説明ではちょっと理解できない部分が今最近このようなもろもろの資料が出された中で確認されているわけですが、今言われておりますように、私はもっと続けたいんですが、総括のあれになっていないというそんなご意見もございますので、私はこの辺で本来ならばもっともこの辺は明確にしないで話なんです、これは。それでこんな雰囲気もありますけど、しかし、それが町長、事実としたら、私今その部分480万、あとたしか東田の方が安かった。そして、400、2、30万、中山が400、5、60万というようなのが出たんですけれども、単純に割ることの何ぼでやればね。変更契約についてはそんな内容になっているんですが、結果になっているんですが、町長、どう思いますか。その辺の結果について。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまでの説明の中でちょっと触れさせていただいたと思うんですが、この変更契約で浅生原の東田の方で1億7,000万余がふえたということなんですけど、間取りの変更ですね。あるいは希望者の方の身体状況を踏まえたバリアフリー仕様、こういうふうなものも含めた変更措置があったものですから、その辺を加味した中で契約変更に至ったと、そういうことでのこの積み上げになってきたということでございますので……。〔それ、議事録に残るからね。今言ったことはちゃんと会議録に残りますよ〕

の声あり)

失礼いたしました。先ほどお答えしましたように、当初契約のその1DKから3Kあるいは3Kプラス1DKですか。その辺の内訳に対して最初の契約そのものがいろいろ入居者の希望を確認している中で、そこ自体でまずタイプ別の戸数の変更というのが一つあったという説明をこれまでしてきましたし、それから戸数の増加ですね。これについても1DKから3Kまでそれぞれ先ほどお答えしたようなバリアフリー仕様なり入居者の要望に沿った隣り合わせの部屋の関係とか、そういうものを加味した中で一定の積み上げをした中での契約額の増と。それが変更契約になったというふうな経緯でございますので、そういうことでひとつご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

8番(遠藤龍之君) はい、議長、8番。そういうバリアフリー等々というのはもうそもそも求められている内容のことですから、それでこの大きな、今確認しますと、自分の計算で確認しましたところ、東田の場合は1棟当たり335万なんですね。それが変更契約の際の482万9,000円、約500万近い1棟当たりなっている。その際、中山の場合には402万、これは消費税も込みの割るところの何ぼで出た数字なんです、こういう高額なね、ですから今町長にお尋ねしたのは、この辺の変化というか、この違いについてどう思われるかということをお尋ねしたつもりなんです、すると今のお答えというのはちょっと私の質問の答えとしてはちょっと私はその答えでは理解しかねるなというふうに思います。それと、これまた多分きょうここではなかなか結論も出せないというふうに思いますので、そういう大きな事業を、もう内容もわかっている、最初からね。わかっているものをあえて同じ業者にさせていただいたと。しかも、その際の理由としては非常に安く安価につくというような説明もあったかと思うんです。それが大きな理由でなかったのかというふうに思うんですが、実の中身をあけてみると、もう100万近い高額な1棟当たりですね、値段になっていると。その辺をどう理解すればいいのかということなんです、きょう総括質疑ですから、とりあえずその辺について町長どのようなお考えか、お伺いいたします。

町長(齋藤俊夫君) はい。基本的には入居希望者の途中での変更といいますか、増加したというふうなことが一番大きな要因になっていて、必要な戸数を短期間のうちに提供をしたいと。あるいは、限りなく入居者の実情も踏まえた仕様なり隣り合わせの部屋の準備とかですね、そういうようなことをやってきたわけでございまして、結果としてご指摘のような平均単価で見ると少し当初の単価から見ると高がついたような形になってきたわけですが、一番最初のタイプ別の仕様の積み上げから条件変わっていると。大きな事情の変更がそこにあったということでございますので、その辺については繰り返しになりますけれども、そういうことでのご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

8番(遠藤龍之君) はい、議長。今の答弁でもちょっと理解、理解というか納得できませんですね。どのような大きな事情があったのか、その数か月、数日間ですかね。その辺については改めてこちらでも詳細に調べるものを調べて改めてお伺いしたいと思います。しかしながら、つけ加えさせていただきますと、1億7,000万という大事業費です。それを37戸建てるのに1億7,000万という金を使っている。やはりそれは独自の契約で対応すべきではなかったのかなということをお伝えして、次の質問に移ります。

次は瓦れき撤去の問題についてですね。これにつきましても、1次仮置き場の管理等、

どのような仕事の内容でどのような業者に委託されていたか、あるいは契約内容等々についてお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。遺体捜索関係の機械等の借り上げ料のご説明でございますが……。失礼しました。瓦れきですね。大変失礼いたしました。瓦れき等の運搬等に要する業務委託料等につきましては、1次仮置き場として運営するための重機の使用料ということでございます。また、使用料及び賃借料につきましては、遺体捜索後における瓦れきの撤去あるいは運搬等にかかる機械等を仮置き場まで搬入していただく目的で機体を借り上げいたしております。対象となる会社は約21社ほど、先ほどご説明を申し上げましたが、方法といたしましては各業者さんより所有している機械等の借り上げを行い、ダンプトラック等の運搬等の専門的な会社も含めまして重機等の提供をいただき、仮置き場の方に搬入し、毎月集計等を行いその台数等によりまして賃借料等をお支払いしている内容でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。同じく災害廃棄物処理関係機械借り上げ料、これももうその機械、業務内容については、事業内容についてはもうこの間確認していますので、これらの仕事をする際に業者に対してどのような指示なり、あるいは条件なり、あるいはその事業を進めるための事業計画書というんですか、一向に私その辺わからないんですが、そういうものとか、あるいはこういう仕事をするので作業はこういうふうにするんだよといったそういった指示書あるいは仕様書というものがあるかないかだけお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。災害発生直後は明確な仕様というものはお出しできなかった時期はございましたが、その後業者さんにお集まりいただき、経緯等を説明し、民有地への立ち入りの際の許可とか、あるいは運搬する際の条件とか、そういったものをご説明し、運営していただけてきました。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうものについて時期等々も確認したいんですが、というものはちゃんとでき上がっているんですね、今現在は。だから、行って聞いたときに、すぐにこれはいつからこういうことで対応しています、内容はこういうことで対応していますというものについては、ここの場でなくていいや。行って聞きに行ったときにはちゃんとそういう書類等々は準備されているんですね。というふうに思って、いいわ、いいわ、いいわ。いいわというか、当然そうでなくてはだめだと思うから、あるものとして、あと次に、そのときあと詳しく聞きますから、内容等。

最後にしますが、災害廃棄物の処理関係工事請負費の方ね。20億、これはもうかなりってまだ手がつけられていないのではないかと思うんですが、これは6月補正でもう2か月も前に予算とれているのにもかかわらず、いまだ動いていない。その大きな遅れの理由は何か、お伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。工事請負費の家屋解体等につきましては、ただいま現場説明を行い、今月中に入札に入り、順次解体に入る段取りをとっておりますが、ここまでの準備期間ということで各家屋の方々、住宅を所有されている方々からの意見の聴取や同意等をとるような方法を進めてまいりました。その方法を確立するのにも準備期間を要したものですから、発注の遅れがここまで出ております。今月中には解体工事に着手する予定となっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう経緯でしたら何も6月でとる必要なかったんだね。9月でも十分間に合ったんだ。じっくりその期間準備していて、あと金ついたらすぐ動け

るようというふうなのが普通ではないのかなというふうには。それをわざわざ暫定予算で当初はね、6月補正で20億もつけて、そしていまだ手がかかっていないというのは、本来ならば補正する前にもうそういったものはしてはならないんだよ、今。にもかかわらず、本来ならば予算がついたらもうすぐに動ける体制というのが普通こういった補正のときにはね、補正つけばいいんですよ。当初だったら、3月につけてそれで12月ころ仕事したっていいんだべけれども、補正というのはまだ違うと思うんですけども、もしそういう予算だったら、最初から——ただ、これ国との絡みあるからね。

というのもあるんだべけれども、いずれにしても普通の通常の遅れ、だって2か月もかかって調整したり何だりというのはちょっとおおよそ考え、一般の頭だったら考えられないんですけども、まあ、これも総括質疑だからね。今のが答えだとするならば、非常にこう残念というか、今世の中そういうことで業者もストップしている、仕事しない状況になっているということも考えられますし、あと早くこの撤去して新たな生活というか、スタートしたいと思っている人たちもいるんです、多く。業者にとってもその被災者にとっても、それが全くこっちの言い分からすれば、全く手をつけられていなかったというふうにも言われても、仕方がないと。これは単に私追求、担当者と顔を合わせて話していましたが、それは違うんですね。何がそのくらい遅れても、遅れの理由にはやはり体制上の問題もありますし、その辺の情報、状況がどこまでその幹部のところには伝わっていったのか、その辺のまさにこれはもう災害対策本部でもう全体の頭でそして対応しなくてはならなかった事業だと。まさにこれはもうその大きな象徴的な事業だと思うんです。2か月間放っておいたんですよ。予算ついて。そこについて町長等々幹部の皆さん方はその状況を見て、あるいは当然町長は調整連絡会議でそういう情報はちゃんとやっている、対策はやっているという話、これまでの話でしたが、これまでそういった話、そういった調整連絡会議あるいは対策本部会議等々で出された場合に、町長はどのような判断をされておったのか、どのような指導、指示をしておったのか。この家屋解体撤去についてはですね。その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。災害応急対策の取り組みということでございますが、確かに一日も早い復旧・復興というのが町全体としては最大の眼目でございます。私も職員ともどもまさに不眠不休の中で諸問題に取り組んできたわけでございますが、今ご指摘いただいた部分だけに限って言えば、結果として少し時間を要してしまったという部分はあるわけでございますが、ご承知のようにもうかつて経験したことのないボリュームを抱えて今一生懸命やってきているわけですよ。一つ一つが平常業務の中でやれるように淡々とやれるのであれば、私も今遠藤議員さんからご指摘いただいたようなことにはならないんだろうというふうに思いますけれども、順序立てて救出・救助から始まって行方不明者、瓦れきの撤去、仮設住宅、あるいは避難指示の解除ですね。そういう手順を踏む中で、限られた体制の中で通常業務の何倍もの業務をこなさなくてはならないという中で、どうしてもある業務についてはその手順なり体制の問題もあって、多少遅れがちな部分も出てきているということも事実でございます。決してそれでいいということではないんですが、ぜひこの全体の対応業務がどれほどあるのか、そしてまた、町の職員の体制が今どうなっているのか、あるいは県内、県外からの応援体制も含めましてどういうふうな中で今業務をこなしているのか、こなさなくてはならないのかというものをもう少し共有していただけると我々も大変助かるなというふうな思いはございます。今でも県外

の皆さんですね、30名以上の皆さんもおいでいただいておりますけれども、こう言うてはなんでございますけれども、やはり町の職員同様にすべてのことを1から100までお任せできる部分とそうでない部分と、いろいろその機能分担していただく仕事の内容等もございまして、その辺もやりくりをしながら一つ一つ何とか早めにといいますか、予定どおり対応したいというふうに取り組んでいるさなかでございまして、これからより計画的にスピード感を持ってやるようにいたしますので、ご理解のほどひとつよろしく願い申し上げます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、すぐそういう話になると、すぐそういう話に持って行ってね、大変なのはそれはどこだって大変なんです。では大変だったら大変なりの対応して、それでもし支障を来たすのだったら、また体制とかと言っているんだけれども、おれはね。そうしたら、それはそういうことで、しかもこればかりでないんだから。いろんなところに問題がある。そして、そういうような問題が出てくると、すぐその大変だからもう未曾有の大、何だ、未曾有の何とか忘れたけれども、その言葉はね。そういうことですぐに自分たちを肯定するというかね。そういうところもう、すべてとは言わないけれども、やはりその姿勢に一つ一つそういった気持ち、こういうように言うんだったらこういうように言えばいいのではない、結局自分たちをこう肯定というか、何と言うの、立場をね。やはり、もうそういう話になれば、これは問題だと思います。リーダーとしてね。そこで、下の者が、下の者が言う言葉だったらいいけれども、町長がみずから大変だからこういうのも仕方ありませんというような答弁は私はいりません。ですからいいですけども、私、そしてその前に聞いたのは、そういった大変なことがどのくらいその対策本部会議の中で検討されたのかということをおぼえて伺ったつもりなんですけれども、言いわけ等々を聞いたわけじゃないんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。今は1週間に……（「具体的にですよ」の声あり）一度の連絡調整会議をもって対策対応に当たっておりますが、発災初期のころは朝夕というふうなことで情報を共有しながら、どこが果たして手薄なのか、どういうところが大変なのかというものを共有しながらやりくりをしてきたところでございます。その具体的な部分は要所要所でのその人事異動というふうなことを一つ具体的な形として対応してきたところでございますので、限られた体制の中で我々としての問題意識を共有しながら、人のやりくり、手配を県内外に求めながら体制づくりをする中で一生懸命取り組まさせていただいているという状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私はこの家屋解体撤去のことを聞いていたんですが、一般論として聞いているわけではない、全体として聞いたつもりはないんですが、この件についても多分にこの同じ回答、返答の続きとなるかと思っておりますので、もうやめたいと思いますが、やはりこの今の話でも2か月もあるんです。もう3か月なろうかとしているんです。6月8日ですから、その議会、6月8日からの。7月18日か、終わったの。そこから比べてもう2か月以上超しているんですよ。という、そしてそのことによって困っている人たちが現にいます。被災者あるいはもう工事関係者もですね。その辺の現実を見て、大変は大変と言われたら大変なのはわかります。しかし、大変だったら大変なりのことをどうしましょうかということになるわけですが、そうしたときに共有してほしいという話になったわけですが、共有したいです、私たちも。しかし、何かこの壁がある。その辺も逆に町長に対してはその辺の壁が何なのかなということをおぼえていただきます。

すか、今後考えていただきたいなと思います。思っています。そのことを告げて、本当にそういう気持ちがあるならば、そういう対応をぜひ示していただきたいということをお願いして、私質問を終わります。

議長（佐藤晋也君） 8番遠藤龍之君の質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君） 4番島田敬二君の質疑を許します。4番島田敬二君、登壇願います。

4番（島田敬二君） はい、議長。時間も大分押していますので、簡単に質問をしたいと思います。

私は公共施設の復旧対策についてを伺いたいと思います。

震災による被害の受けた公共施設の復旧の全体構想をどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。また、一部町長説明にもありましたが、その対策として23年度予算でどの部分にどれだけの予算措置をしているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

町長（齋藤俊夫君） はい。島田敬二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の復旧対策についてであります。今回の大震災で甚大な被害を受けた公共施設の災害復旧に当たっては、山元町災害復興計画に基づき今後のまちづくりを見据え計画的に段階を追って復旧してまいりたいと考えてございます。このうち、生活再建や農業などの生産再建等のため、緊急性が高く、また計画的に本年度から着手すべきものについて特別会計も含めて本予算に計上しているところであります。

まず、町道等公共土木施設関係につきましては、予算書の111ページにございますこの11款でございますね。これの単独災害復旧費において町内全域の町道等の応急復旧費として2,600万を計上してございます。また、同じく2目の公共土木施設補助災害復旧費において、316か所の災害査定を委託する経費及び河川災害4か所、道路災害104か所の工事請負費等9億4,000万円を計上しております。次に、農道等農林水産施設関係につきましては、11款2項1目の農業用単独災害復旧費において、農道や用排水路等の応急復旧費1,900万を計上しております。また、2目の農業用施設補助災害復旧費で117か所の災害査定を委託する経費及び工事請負費を合わせ8億2,000万円を計上しております。続いて、学校教育施設ですが、113ページの公立学校災害復旧費において、小学校3校、中学校2校の災害応急復旧工事請負費等で2億2,000万円を計上しております。次に、児童福祉施設につきましては、南保育所を老人憩いの家で開設するための修繕及び工事費として242万、被災児童が避難先の自治体で必要な保育サービスを受けるための広域保育業務委託料として720万円をそれぞれ計上しているところであります。次に、下水道施設の復旧については、下水道会計において処理場、管路復旧のための委託やマンホール等管路復旧工事費として6億9,000万余を計上しております。また、水道施設の復旧については応急的な仮復旧箇所を本復旧する経費など9,500万を計上しております。以上でございます。

4番（島田敬二君） はい。予算書にある土木関係あるいは農業水産関係についてはわかりましたけれども、この学校3か所2億5,000万という、これでどの程度の復旧が図られるのか、その内容についてお伺いします。

教育長（森 憲一君） はい。お答えいたします。

学校関係につきましては、今町長の方から説明ありましたように、小学校3校、中学校2校ということで、中浜小と山下第二小学校については計上してございません。応急

復旧の中で坂元小学校については駐車場付近の陥没であり、山下小学校については屋体の鉄骨の緩み等、それから山下第一小学校については門扉の転倒等、それから山下中学校については天井材の損壊等に応急工事をしておるところでございます。

4番（島田敬二君）はい。学校はどういうふうな、何年計画のもとにこれを、いわゆる全体計画の中でどの部分がどういうふうになっていくんだというその構想というのはあるのかなのか、その辺どういうふうに考えているのか。現時点での考え方で結構ですから。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

この応急工事のお話をさせていただきましたけれども、これらについては児童生徒が毎日授業を展開し教育活動をしているわけですので、これはできるだけ早くというふうなことで、これについては今年度中には何とか坂元中学校、山下小学校、山下第一小学校、山下中学校については目途をつけたいというふうに考えておるものでございますし、ただ、一方で坂元小学校の講堂等については若干の時間を要しますことから、最終的には25年度内を目途にいろいろ今作業に入っているところでございます。

4番（島田敬二君）はい。次に保育所の関係についてお伺いしますが、242万という今年度の予算ですが、これは南の関係ということなんですが、これはどの程度の内容の保育所に当たる部分なのか、保育所の例えば別な建物に対する補修だとか、あるいは現時点での保育所の補修の部分のこの部分だというその内容についてお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。

この南保育所、今現在老人憩いの家を仮設に運営いたしております。ネットフェンスにかかる設置工事及びフェンス修理の部分でございます。

4番（島田敬二君）はい。それで、今いろいろやっている、しようとしている場所のこれ永久保育所になるのかどうか。するつもりなのかどうか。あるいは、新しく別に保育所を建てる考え方があるのかどうか、その内容について伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回の南保育所の関係については、地震によりこの施設内に亀裂が入ったというふうな状況でございますが、これについては再開あるいは新設を含め、県への補助協議を行っているところでございますが、移設による新設についても視野に入れて復興計画に基づき児童福祉施設の整備について検討してまいりたいというふうに現段階では考えているところでございます。

4番（島田敬二君）はい。次に、上下水道関係についてお伺いしますが、23年度の予算で措置する部分というのはどの程度これが復旧される部分、どの程度、これの工事をやるとどの部分がまだ復旧できないとか、どの部分がこれでやれるんだという、その全体計画を教えてください。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。下水道事業につきましては、25年3月を目途に完全復旧というふうなことで考えております。現在、国の査定を受けている部分が武田魚屋から花釜の生活センターに下がる部分の区間で今発電機を置いてくみ上げている部分があるんですが、そこの部分の災害査定が終わっております。これから12月にかけて査定を受けまして、山元浄化センターも12月までに査定を受けまして、山元浄化センターについては23年、24年で復旧というふうなことで計画を立てております。今回6億9,000万の内訳でございますが、これにつきましては管路補修、そしてJRから東の部分が瓦れきの撤去等でカメラ調査ができなかったために、テレビカメラの調査委託費等を計上しております。

水道事業につきましては、避難指示区域の部分につきましては復旧しておりますが、仮設で配管している部分がございます。その本復旧に向けての予算措置をしております。以上でございます。

4番（島田敬二君）はい。その他、庁舎とかあるいは文化財関係のいわゆる町所有のものがありますけれども、これらについてはどういうふうに考えているのか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。庁舎につきましては今後の方針でございますけれども、ポイントはこの仮設庁舎がいつまでというのにある程度拘束されるのかなというのがあります。ただ、住民生活の再建支援という方が大事なかなという考え方もございまして、今後どの位置にどういった規模でということを考えなければならないとは思いますが、基本的には現庁舎についてはもう危険で不特定多数は入れないということなので、建て替えが必要だというのはまず間違いないかなと思っています。その今後の年数については、復興計画のあり方あるいはその財政の状況に応じてということなものですから、今のところちょっとまだはっきりしたことは申し上げられないという状況でございます。仮の今回については庁舎については補助の対象になる可能性が高いというようなことで、当初から本予算の23年度分としては既に来年度分まで分割で支払いをする分を繰り上げて補助対象に1年でしてしまうというようなことで予算計上はしてございます。以上です。

議長（佐藤晋也君）文化財関係。教育長、森 憲一君。

教育長（森 憲一君）はい。今回の被災によりまして文化財関係も大きな被害を受けているところでございます。これについては県の指導もいただきながら復旧をしてまいらなければならない状況でございますが、専門的な立場の人なども県あるいは国の方から派遣いただけるというお話を伺っておりますけれども、その後の動き等今まだ若干滞っているような状況でございますので、それらを確認しながら今後進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

4番（島田敬二君）はい。あとは公営住宅というのものもあるんですが、これらに対する考え方というのはどういう考え方でしょうか。町営住宅と公営住宅との違いです。現在ある公営住宅という考え方。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在の公営住宅につきましては、桜田団地におきまして被災を受けております。50数棟被災を受け、現在今後取り壊しを進めていく予定になりますが、町の震災復興計画に基づきます災害公営住宅との兼ね合いもございまして、そちらとの計画と整合性を図り、所要戸数等を見定めて建設のスケジュール等も考えてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

4番（島田敬二君）はい。これらの災害に対する内容というのは8年間でというふうに考えておるのかどうか。今言っただけいろいろまだ年限どうなるかわからないというような内容のものも大分、ほとんどですが、そういうふうに考えていいのかどうか。8年間の中で復旧させるんだという考え方でいいのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。災害復旧の関係ということになりますと、復旧のこの国の補助を活用しながらということにもなりましようし、あるいは生活再建の本格的な第一歩というふうなことを考えますと、これは極力前半戦といいますか、まさにその復興期間内に必要な戸数を完成できるように取り組みたいなというふうには思っております。

4番（島田敬二君）はい。8年の前半の方でということなんですが、これらに対する今まで挙げ

てきた内容の施設に対しての予算と申しますか、これらに対する予算、どの程度かかるというふうに思っているのか。予算が仕事をすると申してもいいだろうというふうに思うわけで、先ほどいろいろ国から3分の2とか、被災の何パーセントとかそういう話もありましたけれども、これらの中で現時点では補助が出ないというようなものもあるのではないかなというふうに、あるいは補助率の少ないのもあるだろうというふうに思いますが、これらの災害ということでの特別な予算的なものが措置できるのかどうか、その辺の考え方について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまの集団移転的なものを含めてというふうなことでよろしいでしょうか。（「全体の保育所だとか庁舎とかそういう施設に対する予算という意味で言っているんです。ここで先ほどからこう施設に対しての名前が挙がっているようなもの」の声あり）復旧全体に対する——全体としての予算の配分と申しますか、年度計画ということになるかと思えますけれども、これについてはやはり先ほど来から申し上げているこの震災復興計画ですね。これをまずベースにしながら、内容によってのこの復興の早い時期とか、ものによっては後半とか、年度別の事業計画をこれから精査をしながら計画的に段階的にやっていかななくてはならないというふうに考えておりますので、もう少しお時間をいただく中で年次計画というものをご説明してまいりたいというふうに思っております。

4番（島田敬二君）はい。それぞれの分野の施設というものに対する補助とか何かというのは全然まだわからないということではいいんですか。それとも、ある計算によればこうだとかいうふうに言えるものがあるのかどうか。これは町長でなくて財政課長なりにわかれば伺いたい。わからなければわからない、まだ未定だと、あるいはわからない、こういうものはないんだという話だけをきちっと知らせていただきたい。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。今のご質問ですけれども、例えば公共土木とか農林水産業の補助制度ですね。そういう制度があるものについては基本的に復興計画のまちづくりの、あるいは生産活動等いろいろな活動に復旧させなければならないということであれば、その財源はある程度見込めるものですから、当然その制度を活用して復旧をしていくものということになるかと思えます。ただ、その金額あるいは予算措置ということについては、例えば道路でも原形復旧が原則ですから、その場所に必要だということであれば予算措置できるんでしょうけれども、ものによってはそこはもう使わないと例えばなったときにはもう予算措置がないということもあり得るんだと思うんですね。そうしたときには今の時点ではちょっとやはり未定だと言わざるを得ないと思うんです。金額もその積み上げていかなければ。

それからあと、制度のないものについては、では財源がないから手をかけないかというわけにも多分いかないんだと思うんですね。それについては特別措置だとか、あるいは今後の政府の新たな制度創設といったものをお願いして、やはり取り組まざるを得ないものについては当然取り組んで、そして町をもとどおり、さらに発展形にしていくというための予算措置はそれなりにやはりしていかなければならないというふうに思っておりますが、そういう考え方がきちんと出て、そして数量が出てそれで金額を積み上げていかないと、まだ今幾らというのは出せない状況でございますので、ご理解いただければと思います。

4番（島田敬二君）はい。先ほどもしましたが、予算が結局仕事をすると申すというふうになります

ので、制度的にいろいろ活用することはもちろんですが、制度にないものも積極的に予算計上できるような補助をもらうような格好のものにやはり管理者、町長としてぜひひとつそういう働きかけも動いて、全面的に財政負担のないような仕事をさせていただきたいというふうに思っております。以上で終わります。

議長（佐藤晋也君）4番島田敬二君の質問を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。

ただいま議案となっております議案第47号から議案第53号までの7議案については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第53号までの7議案については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）予算審査特別委員会の方々は直ちに第4会議室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（佐藤晋也君）この際、暫時休憩します。

午後4時43分 休憩

午後4時54分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告させます。事務局長。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に青田和夫君、副委員長に後藤正幸君がそれぞれ選出されました。以上で報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と第100条の調査権を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と第100条の調査権を委任することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第47号から議案第53号までの7議案については、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月28日午後5

時までには審査が終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託しました議案第47号から議案第53号までの7議案については、9月28日午後5時までには審査が終了するよう期限をつけることに決定しました。

町長（齋藤俊夫君）以上で本日の全日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は9月30日開議であります。

ご苦労さまでした。

午後4時56分 散 会